

直送済

令和 7 年（行ケ）第 9 号 人口比例選挙請求事件
原告 鶴本 圭子 外 10 名
被告 東京都選挙管理委員会 外 10 名

準備書面（1）

令和 7 年 7 月 28 日

東京高等裁判所第 10 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	升	永	英	俊
同	弁護士	久保利	英	明
同	弁護士	伊藤		真
同	弁護士	黒田	健	二
同	弁護士	江口	雄一郎	
同	弁護士	田辺	克彦	
同	弁護士	石渡	進介	
同	弁護士	森川		幸
同	弁護士	山中	真人	
同	弁護士	平井	孝典	
同	弁護士	多田	幸生	

目 次

第 1 章 (本書 1～10 頁)	1
Ⅰ 令和 5 年大法廷判決(参) (本書 1～6 頁)	1
1 令和5年10月18日大法廷判決(参)(甲 9) (本書 1～4 頁)	1
2 令和 5 年大法廷判決(参)の原審判決 (令和 4 (2022) 年参院選)	5
3 11ブロック参院選挙(実質的、人口比例選挙): (本書 5～6 頁)	5
Ⅱ 1947～2010 年の約 63 年間に、衆院選の多数意見(50%超の意見)と参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で15個あり、その全てにおいて、参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した (竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』(中央公論社 2010) 甲 24) : (本書 7～10 頁)	7
 第 2 章 (本書 11～73 頁)	11
 第 1 部 (本書 11～35 頁)	11
一憲法前文第 1 項第 2 文(信託)一	11
Ⅰ (本書 11～31 頁)	11
1 (本書 11 頁)	11
2 憲法前文第 1 項第 2 文は、少なくとも、憲法 47 条の解釈基準である: (本書 12～20 頁)	12
3 憲法前文第 1 項第 2 文(信託) (本書 21～22 頁)	21
4 受託者の忠実義務(信託法 30 条(受託者の忠実義務)及び信託法 8 条(受託者の利益享受の禁止)参照): (本書 22～25 頁)	22
5 令和 5 年大法廷判決(衆)(甲 8): (本書 25～26 頁)	25
6 平成 25 年大法廷判決(衆)(甲 4): (本書 26～27 頁)	26
7 衆議院憲法審査会委員会 昭和 21 年 7 月 11 日(第 10 号): (本書 27～29 頁)	27
8 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会(区割り審)会長(当時): (本書 29～31 頁)	29
Ⅱ 【国民の代表(=受託者)は、国民(=委託者兼受益者)から信託された国政から生まれる福利を享受できない(① 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め参照: ② 「信託法 8 条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法 30 条(受託者の忠実義務)」のいずれも同旨)】: (本書 32～35 頁)	32
1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(略)と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】: (本書 32～33 頁)	32
2 ① 国政の福利は、「国民(=委託者兼受益者)」がこれを享受するので、国民	

の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない（ ^① 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め： ^② 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（忠実義務）のいずれも同旨）。	
② 平成 25 年大法院判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。	
③ （投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法 47 条に違反する。：（本書 34～35 頁）	34
第 2 部 （本書 36～44 頁）	36
序 （本書 36～37 頁）	37
第 1 国難論（要約）（本書 37～38 頁）	37
第 2 国難論（詳論）（本書 38～44 頁）	38
1 全世界の GDP 中の日本のシェア	38
2 日本だけが人口比例選挙でない（本書 38～41 頁）	38
3 競争国と同じ土俵に立つ（本書 41～42 頁）	41
4 日本の国民一人当たり「平均賃金」（本書 42～43 頁）	42
5 投票率（本書 43～44 頁）	43
第 3 部 （本書 45～56 頁）	45
【 ^① 憲法 56 条 2 項； ^② 1 条並びに前文第 1 項第 1 文後段； ^③ 前文第 1 項第 1 文前段； ^④ 43 条 1 項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】	45
第 1 統治論：（本書 45～52 頁）	45
1 統治論（1）（『主権者の過半数決』論）（本書 45～50 頁）	45
2 統治論（2）（『議員の 1 票等価値／国民の 1 票等価値』論）（本書 50～52 頁）	50
第 2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する：（本書 53～56 頁）	53
第 4 部 判例・学説 （本書 57～73 頁）	57
第 1 芦部説【芦部教授の 1 対 2 説は、当時の一票の較差・1 対 4～5 を前提とするものである】（本書 57～58 頁）	57

1 芦部信喜・京極純一東大教授「対談」(本書 57～58 頁)	57
第2 30 個の刊行物(但し、電子版を含む)は、1対1説又は基本1対1説である(本書 58～60 頁)	58
第3 1964 年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決)(本書 61～64 頁)	61
第4 米連邦最高裁首席判事(Chief Justice)の言葉:(本書 65～66 頁)	65
第5 1 8 個の人口比例選挙・高裁判決; 2 『区割規定の合憲性の主張立 証責任は、国にある』旨の5 個の高裁判決:(本書 67～70 頁)	67
1 8 個の人口比例選挙高裁判決	67
2 5 個の区割規定合憲性の主張立証責任は国にあるとした高裁判決	68
3 学説(本書 69 頁)	69
4 宇賀克也最高裁判事	70
5 Karcher v. Daggett (462 U.S. 725 1983)	70
第6 合理的期間論:(本書 71～73 頁)	71
1 平成 26 年大法廷判決(参)(甲 5)	71
2 平成 26 年大法廷判決(参)の採用する「合理的期間論」は、 判例である。	71
3 (合理的期間論に疑問符を付される)12 名の憲法学者:(本書 72～73 頁)	72

添付資料 A

第1章

(本書1～10頁)

—最高裁令和5年10月18日大法廷判決(参)等—

I 令和5年大法廷判決(参) (本書1～6頁)

1 令和5年10月18日大法廷判決(参) (甲9) (本書1～4頁)

(1) 最高裁令和5年10月18日大法廷判決(参) (以下、最高裁大法廷判決を大法廷判決ともいう) (民集77巻7号1654頁) は、

- ① 「(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき**任期を6年**の長期とし、**解散もなく、選挙は3年ごとにその半数**について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事も、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(3) 参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきたところ、衆議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている(衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照)。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における参議院の役割は大きなものとなってきた。

そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**較差の更なる是正**を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているというべきである(令和2年大法廷判決参照)。」(強調 引用者)(民集77巻7号1666～1667頁)

と判示し；かつ

- ② 「しかしながら、4 県 2 合区を導入すること等を内容とする平成 27 年改正により、数十年間にもわたり 5 倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は 3 倍程度まで縮小し、平成 24 年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約 7 年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。

このような中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県 **より広域の選挙区**（但し、ブロック制を含む。原告注）を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、**こうした方策**によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の**選挙制度の仕組みを更に見直す**ことも考えられる。」（強調 引用者）（民集 77 巻 7 号 1668 頁）

と判示し；かつ

- ③ 「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は**喫緊の課題**というべきである。立法府において議論がされてきた上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、

事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの**抜本的な見直し**も含め、**較差の更なる是正**等の方策について**具体的に検討**した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められる。」

(強調 引用者) (民集 77 卷 7 号 1669 頁)

(但し、人口比例選挙請求訴訟について言えば、1964～2025 年の 61 年間で、最高裁判決 (法廷意見) が、**「喫緊の課題」**の文言を、令和5年大法廷判決 (参) で、初めて記述した。)

と判示する。

(2) **令和5年大法廷判決 (参)**の中に、「**較差の更なる是正**」の文言が **9**

回登場し (判例の紹介の中の文言を含む)、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」の文言が **3 回**登場し、「(選挙制度の) **仕組みを更に見直す**」が **2 回**登場し、かつ「**選挙制度の(仕組み自体の)抜本の見直し**」の文言が、**2 回**登場する。

【これらの文言が同判決文の中で**異様な程の多数回**に亘って登場していること】に照らし、**令和5年大法廷判決 (参)**は、国会に対し、**限りなく強く**「**較差の更なる是正**」、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」又は「**選挙制度の仕組み自体の抜本の見直し**」を求めていると解される。

2 令和5年大法院判決(参)の原審判決 (令和4(2022)年参院選)

原告ら代理人らは、令和4(2022)年参院選について、全14高裁・高裁支部で提訴し、下記の通り、**1 違憲違法判決(人口比例選挙判決)**(仙台高裁)；**7 違憲状態判決**(東京高裁、大阪高裁、福岡高裁、札幌高裁、福岡高裁宮崎支部、名古屋高裁金沢支部、仙台高裁秋田支部)、**6 是正義務付合憲判決**(名古屋高裁、広島高裁、高松高裁、広島高裁松江支部、福岡高裁那覇支部、広島高裁岡山支部)を得た。

		【2022 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(7) 是正義務付合憲(6)				
1		令4/10/14	大阪高裁	違憲状態	牧賢二 和久田斉 宮崎朋紀	甲10
2		令4/10/18	東京高裁	違憲状態	渡部勇次 山口和宏 澤田久文	甲11
3		令4/10/25	名古屋高裁	是正義務付合憲	土田昭彦 西野光子 秋吉信彦	甲12
4		令4/10/26	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	松谷佳樹 光野哲治 福嶋一訓	甲13
5		令4/10/27	札幌高裁	違憲状態	大竹優子 吉川昌寛 高木健司	甲14
6		令4/10/31	高松高裁	是正義務付合憲	濱口浩 大竹貴 磯尾俊明	甲15
7	人口比例 8	令4/11/01	仙台高裁	違憲違法	小林久起 鈴木桂子 山崎克人	甲16
8		令4/11/02	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	谷口豊 下和弘 吉賀朝哉	甲17
9		令4/11/04	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	高橋亮介 石山仁朗 新城博士	甲18
10		令4/11/08	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 木村哲彦 渡邊健司	甲19
11		令4/11/09	広島高裁	是正義務付合憲	西井和徒 澤井真一 芝本昌征	甲20
12		令4/11/10	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	吉田尚弘 加藤靖 平野剛史	甲21
13		令4/11/11	福岡高裁	違憲状態	久保田浩史 水野正則 穂苅学	甲22
14		令4/11/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌	甲23

3 11ブロック参院選挙(実質、人口比例選挙)：(本書5～6頁)

(1) 横浜市立大学和田淳一郎教授論文に照らせば、11ブロック制選挙を採用すれば、2019年第25回参院通常選挙で、米下院方式、サンラグ方式によれば、半数改選参院議員(124人)の過半数(50.8% (≒ 63人÷124人))を選出す

るのに、有権者数の49.85%が必要である。

(人口比例選挙では、全人口の50%超が全国会議員の50%超を選出する。)

11 ブロック制参院選は、全人口の**49.85%**が全改選参院議員の過半数(50.81%÷63人÷124人)を選出するので、実質的にみて、人口比例選挙と解される(和田淳一郎横浜市立大学教授(2020.12.7)「一票の平等はどこまでもとめられなくては行けないか」(表4)
<https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5>) (甲29)。

4 令和5年大法院判決(参)の要請にも拘らず、国会は、これに応ずることなく、本件選挙は、前々回選挙及び前回選挙と同一の選挙区割規定の下で施行された。

かように国会が動かない事情の下では、裁判所は、憲法81条に基づいて、『本件選挙は、違憲である』旨判決するよう求められる。

(以下 余白)

II 1947～2010年の約63年間に、衆院選の多数意見(50%超の意見)と参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で**15個**あり、その全てにおいて、参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した(竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』(中央公論社2010) 甲24): (本書7～10頁)

1 (本書7～9頁)

- (1) 当該約63年間の国会の歴史の中で、法律案の成立につき、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点の直前まで対立し、その最終的な決議の直前に、衆議院が、参議院の修正案に全て同意して法律となった事例が、下記①～⑮の全15個のうち、下記(本書8～9頁)①～⑤、⑩～⑪、⑬～⑭の**9個**のみ存在した。

同9個の事例では、衆議院の多数意見を占める議員が与党を構成しており、その政権与党内閣が同9個の法律案の提案をした。

衆議院で多数を占める政権与党は、同9個の法律案が、国政にとって重要であるとみて、国政を担う政権与党として、憲法59条1項に従って、衆議院議員の多数意見が、最終的に参議院議員の多数意見の全修正要求を受け入れて、法律となった。

- (2) 他方で、当該約63年間で、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点まで対立した事例が、下記(本書8～9頁)の*⑥～*⑨、*⑫、*⑮の6個存在した。この**6個**の各法律案は、いずれも廃案となった。

(竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』(中央公論社2010) 甲24)

【15 個の立法事実】

- ① 昭和22(1947)年8月、第1回国会(片山内閣)で、参院は、労働省設置法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見(50%超の意見。以下、同じ)の修正どおりの内容で、成立した(竹中治堅 政策研究大学院大学教授『参議院とは何か 1947～2010』〈中央公論新社2010〉321頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ② 昭和23(1948)年7月、第2回国会(芦田内閣)で、参院は、国家行政組織法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同321頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ③ 昭和25(1950)年11月召集の第9回国会(吉田内閣)で、参院は、地方公務員法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同321～322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ④ 昭和26(1951)年10月召集の第12回国会(吉田内閣)で、参院は、行政機関職員定員法改正法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ⑤ 昭和26(1951)年12月召集の第13回国会(吉田内閣)で、参院は、1 破壊活動防止法案；2 大蔵省設置法改正案；3 農林省設置法改正法案をそれぞれ修正し、これらの法は、いずれも参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- *⑥ 昭和27(1952)年7月、第13回国会(吉田内閣)で、参院の議員の多数は、法案審議を進めなかったため、国家公務員法改正法案は廃案となった(同322頁、甲24)。
- *⑦ 昭和36(1961)年6月、第38回国会(池田内閣)で、参院は、その多数意見で、政治的暴力行為防止法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲24)。
- *⑧ 昭和37(1962)年4月、第40回国会(池田内閣)で、参院は、その多数意見で、産業投資特別会計法改正法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲24)。
- *⑨ 昭和50(1975)年6月、第75回国会(三木内閣)で、参院は、そ

の多数意見で、独占禁止法改正法案とたばこ・酒税法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲24)。

⑩ 平成元(1989)年12月、第116回国会(海部内閣)で、国民年金等改正法案につき、参議院で可決できるように、法案が衆院で修正され、同法は、両院で可決・成立した(同326頁、甲24。衆議院ホームページ)。

⑪ 平成4(1992)年6月、第123回国会(宮澤内閣)で、PKO協力法案は、参議院議員の多数の意見どおりに修正された。このため、自衛隊の国連平和維持軍への参加は、凍結された(同322頁、甲24。衆議院ホームページ)。

*⑫ 平成6(1994)年1月、第128回国会(細川内閣)で、政治改革関連法案は、参院で否決、不成立となった(同324頁、甲24)。

⑬ 平成10(1998)年10月、第143回国会(小渕内閣)で、金融再生関連法案は、法案を参院で成立させるために、衆院が参院の多数意見の案を丸呑みする形で、両院で可決・成立した(同326頁、甲24。衆議院ホームページ)。

⑭ 平成14(2002)年7月、第154回国会(小泉内閣)で、郵政公社法関連法案は、参院議員の多数の意見に合わせて、衆院で法案を修正して、両院で可決・成立した(同326頁、甲24。衆議院ホームページ)。

*⑮ 平成17(2005)年8月、第162回国会(小泉内閣)で、郵政民営化関連法案は、参院で否決され、廃案となった(同319～320頁、甲24)。

* 廃案となった。

(但し、原告らは、2019年参院選人口比例選挙請求事件および2022年参院選人口比例選挙請求事件で、上記1(1)、(2)(本書7～9頁)と同一の主張をした。)

2 (本書9～10頁)

被告らは、2019参院選人口比例選挙請求事件(東京高裁令和元年(行ケ)1号)の被告ら答弁書第3、4(7頁)で、「原告らの令和元年8月20日付け準備書面(1)(訂正版)に対する認否」として、

「第3 原告らの令和元年8月20日付け準備書面(1)(訂正版)に対する認否
(略)

- 4 「IV 衆議院の多数意見と参議院の多数意見が対立した15個の立法事案の全てにおいて、参院の多数意見が法律の成立・不成立を決定した」について

原告らが証拠として提出する文献(甲第31号証)(但し、竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』(中央公論社 2010) 本件裁判では甲24引用者注)に、原告らが指摘する各法律案について参議院による修正等に関する記載が存在することは認めるが、その余の主張については争う。」

(() かっこ文言挿入 引用者注)

と記述し、「原告らが証拠として提出する文献(甲第31号証)に、原告らが指摘する各法律案について参議院による修正等に関する記載が存在することは認める」。

(但し、同東京高裁令和元年(行ケ)第1号(2019年参院選人口比例選挙請求事件)・令和元年8月20日付け準備書面(1)(訂正版)IV(10～13頁)は、東京高裁令和4年(行ケ)第13号(2022年参院選人口比例選挙請求事件)における令和4年9月5日付け原告準備書面(3)(主張の要旨)第2部VIII(60～64頁)と同旨。)

(以下 余白)

第2章 （本書11～73頁）

第1部 （本書11～35頁）

一憲法前文第1項第2文（信託）一

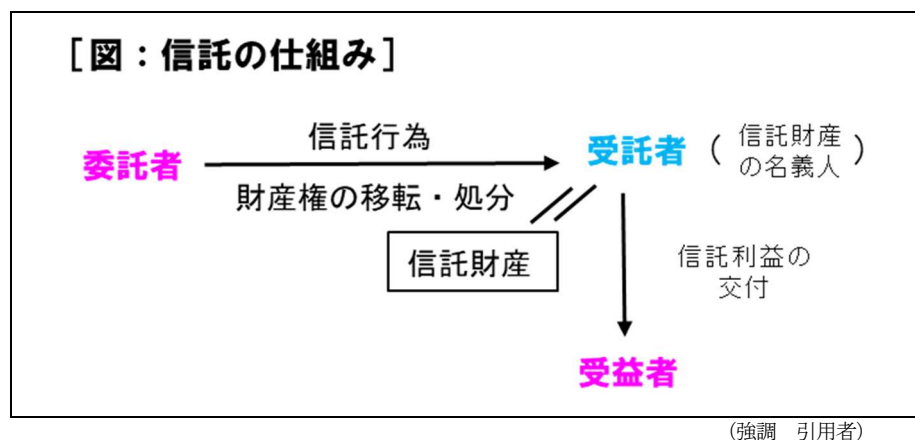
I （本書11～31頁）

1 （本書11頁）

- (1) 憲法前文第1項第2文は、「国民」（＝委託者兼受益者）と「国民の代表者」（＝受託者）との間の二者間の「国政」の「信託」に関する「考へ方」（昭和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣 答弁 下記7 （本書27～29頁） 甲26参照）を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【（信託される）「国政」の受託者】である（下記(2) [図：信託の仕組み] 参照）。

- (2) 編集代表 高橋和之 伊藤眞 小早川光郎 能見善久 山口厚「法律学小辞典 [第6版]」（有斐閣 2025）761頁は、下記図を記述する（甲25）。



2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である： （本書12～20頁）

(1) 学説では、前文の規範性について、

- ① 「前文は（略）本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなり得ない、と解する見解」（解釈基準説）と、
- ② 前文の裁判規範性を肯定する説（裁判規範肯定説）の2説がある。

両説とも、前文が憲法本文の各条項の解釈基準であるという点では、争いがない¹（日本国憲法前文に関する基礎的資料8～9頁 平成15年7月衆議院憲法調査会事務局 [www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi032.pdf/\\$File/shukenshi032.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi032.pdf/$File/shukenshi032.pdf)）（甲27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料8～9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局（甲27）

「（2）前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。

その理由としては、通常、①前文の内容が一般条項的な抽象的なものであること、②法規性を有するからといって、憲法には、統治の組織規範のような必ずしも裁判規範でないものも相当あること、③前文の内容は各条文に具体化されているので、前文は各条文の解釈の基準にはなるが、裁判所において判断の基準となるのは具体性をもった各条文であること、④憲法条文に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題があるが、具体的に欠缺があるとは考えられないから、実際にはその問題の起こる余地はないこと、などが挙げられる。

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根

拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の

解釈基準

となること

は肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、佐藤功の指摘するとおり、「本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する」ことになる。

(略)

(芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』有斐閣・1992年 210-211 ページ) 」

(強調 引用者)

- (2) 下記①～⑦(本書13～19頁)のとおり、判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈基準であること】を認めている。

- ① 最高裁判所大法廷判決（以下、最大判）令和4年5月25日（在外邦人国民審査権確認等上告事件 令和2年（行ツ）第255号等 民集76巻4号720頁）（甲111）

「 憲法は、**前文**及び1条において、**主権が国民に存すること**を明らかにし、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを

罷免することは、国民固有の権利であるとした上で、79条2項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付する旨規定し、同条3項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している」^{〔強調 引用者〕}

- ② 最大判平成23年11月16日（覚せい剤取締法違反等事件 平成22年（あ）第1196号 刑集65巻8号1294頁）（甲112）

「 憲法は、その前文において、あらゆる国家の行為は、国民の
厳粛な信託によるものであるとする国民主権の原理
を宣言した。」^{〔強調 引用者〕}

- ③ 最大判平成17年9月14日（在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件 平成13年（行ツ）第82号外 民集59巻7号2095～2096頁）（甲113）

「 憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙

を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、**国民主権の原理**に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。」（強調 引用者）

④ **最大判平成8年8月28日**（職務執行命令裁判請求事件 平成8年（行ツ）第90号 民集50巻7号1968～1969頁）（甲114）

「 所論は、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づきアメリカ合衆国の軍隊の我が国における駐留を認めることが憲法に違反するものでないとしても、駐留軍の用に供するために土地等を強制的に使用し、又は収用することは、**憲法前文**、九条、一三条に基づき保障された平和的生存権を侵害し、憲法二九条三項に違反するというのである。

日米安全保障条約六条、日米地位協定二条一項の定めるところによれば、我が国は、日米地位協定二五条に定める合同委員会を通じて締結される日米両国間の協定によって合意された施設及び区域を駐留軍の用に供する条約上の義務を負うものと解される。我が国が、その締結した条約を誠実に遵守すべきことは明らかであるが（憲法九八条二項）、日米安全保障条約に基づく右義務を履行するために必要な土地等をすべて所有者との合意に基づき取得することはできないと限らない。これができない場合に、当該土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であることを要件として（駐留軍用地特措法三条）、これを強制的に

使用し、又は収用することは、条約上の義務を履行するために必要であり、かつ、その合理性も認められるのであって、私有財産を公共のために用いることにほかならないものというべきである。国が条約に基づく国家としての義務を履行するために必要かつ合理的な行為を行うことが**憲法前文**、九条、一三条に違反するというのであれば、それは当該条約自体の違憲をいうに等しいことになるが、日米安全保障条約及び日米地位協定が違憲無効であることが一見極めて明白でない以上、裁判所としては、これが合憲であることを前提として駐留軍用地特措法の憲法適合性についての審査をすべきであるし（最高裁昭和三四年（あ）第七一〇号同年一二月一六日大法廷判決・刑集一三卷一三号三二二五頁参照）、所論も、日米安全保障条約及び日米地位協定の違憲を主張するものではないことを明示している。そうであれば、駐留軍用地特措法は、**憲法前文**、九条、一三条、二九条三項に違反するものということとはできない。』（強調 引用者）

⑤ **最大判昭和44年4月2日**（国家公務員法違反等事件 昭和41年（あ）第1129号 刑集23卷5号693、699頁）（甲115）

「右のように限定的に解釈するかぎり、前示国公法九八条五項はもとより、同法一一〇条一項一七号も、憲法二八条に違反するものということができず、また、**憲法の前文**、一一条、九七条、一八条に違反するものともいえないことは、当裁判所大法廷の判例（とくに昭和三九年（あ）第二九六号、同四一年一〇月二六日大法廷判決、刑集二〇卷八号九〇一頁、昭和四一年（あ）第四〇一号、同四四年四月二日大法廷判決参照）の趣旨に照らし、明らかであるから、これらの規定自体を違憲とする所論は、その理由がなく、したがって、原判決が右国公法一一〇条一項一七号を適用したことを非難する論旨も、採用することができない。』（強調 引用者）

「しかし、新安保条約のごとき、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係をもつ高度の政治性を有するものが違憲であるか否かの法的判断をするについては、司法裁判所は慎重であることを要し、それが憲法の規定に違反することが明らかであると認められないかぎり、みだりにこれを違憲無効のものと断定すべきではないこと、ならびに新安保条約は、憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に反して違憲であることが明白であるとは認められないことは、当裁判所大法廷の判例（昭和三四年（あ）第七一〇号、同年一二月一六日大法廷判決、刑集一三卷一三号三二二五頁）の趣旨に照らし、明らかであるから、これと同趣旨に出た原判断は正当であつて、所論違憲の主張は理由なきに帰する。」（強調 引用者）

⑥ **最大判昭和 34 年 12 月 16 日**（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約 3 条に基づく行政協定に伴う刑事協定に伴う刑事特別法違反被告事件 昭和 34 年（あ）第 710 号 刑集 13 卷 13 号 3231～3237 頁）
(甲 116)

「一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めな

い」と規定した。

（略）

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、九八条二項および**前文**の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法九条二項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。（なお、行政協定は特に国会の承認を経ていないが、政府は昭和二十七年二月二十八日その調印を了し、同年三月上旬頃衆議院外務委員会に行政協定およびその締結の際の議事録を提出し、その後、同委員会および衆議院法務委員会等において、種々質疑応答がなされている。そして行政協定自体につき国会の承認を経べきものであるとの議論もあつたが、政府は、行政協定の根拠規定を含む安全保障条約が国会の承認を経ている以上、これと別に特に行政協定につき国会の承認を経る必要はないといい、国会においては、参議院本会議において、昭和二十七年三月二五日に行政協定が憲法七三条による条約であるから、同条の規定によつて国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決され、また、衆議院本会議において、同年同月二六日に行政協定は安全保障条約三条により政府に委任された米軍の配備規律の範囲を越え、その内容は憲法七三条による国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決されたのである。しからば、以上の事実を徴し、米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約三条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかつたからといつて、違憲無効であるとは認められない。）

しからば、原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条二項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および**憲法前文**の解釈を誤つたものであり、従つて、これを前提として本件刑事特別法二条を違憲無効としたことも失当であつて、この点に関する論旨は結局理由あるに帰し、原判決はその他

の論旨につき判断するまでもなく、破棄を免かれない。」（強調 引用者）

⑦ 最大判昭和 25 年 10 月 25 日（強盗被告事件 昭和 24 年新（れ）第 301 号 刑集 4 卷 10 号 2168 頁）（甲 117）

「所論の憲法三七条及び憲法前文は陪審による裁判を保障するものではない。その他民主主義国家であるからといって、必ずしも陪審制度を採用しなければならぬという理由はない。」（強調 引用者）

(3) 日本国政府は、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準であること】を自認する：

日本国政府は、134 回国会・平成 7.10.11 衆・予算委員会で、下記の通り答弁し、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準であること】を自認する（甲 27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料 9 頁 平成 15 年 7 月 衆議院憲法調査会事務局

【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

（134 回・H7.10.11 衆・予算委員会）

○西岡武夫委員（新進） 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

○政府委員（大出峻郎内閣法制局長官） 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であろうかと思います。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられました

ように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、**憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準**とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

（強調 引用者）

同政府委員（大出峻郎内閣法制局長官）の国会答弁の中の当該**自認**は、本件裁判における、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であるか否かの論点】

で、**決定的**である。

（以下 余白）

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書21～22頁）

(1) 一方で、令和5年大法廷判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

ところで、憲法47条は、

「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律でこれを定める。**」（強調 引用者）

と定める。

(2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「**そもそも**国政は**国民**の**厳粛な信託**によるものであって、**その権威**は**国民**に由来し、**その権力**は**国民の代表者**がこれを行行使し、**その**（但し、**国政の** 引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者）

と定める。

(3) （投票価値の較差の解消を求める、）人口比例選挙請求訴訟の

決定的争点

は、

『国会が、憲法47条（「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、憲法前文第1項第2文の「**国民の代表者**」の、**国民**から**信託**された**国政**の**受託者**としての、**国民**（=**委託者兼受益者**）に対する義務の趣旨を踏まえた上での、

憲法47条の**文理解釈**である。

4 **受託者の忠実義務**（信託法30条（受託者の忠実義務）及び信託法8条（受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書22～25頁）

(1) 前文第1項第2文

（「そもそも**国政**は、**国民の厳粛な信託**によるものであつて、**その権威**は国民に由来し、**その権力**は**国民**の代表者がこれを行使し、**その福利**は**国民がこれを享受する。**」（強調 引用者））

の定めは、

受託者の忠実義務

（①**信託法30条（忠実義務）**（「**受託者は受益者のため忠実に信託事務の処理**その他の行為をしなければならない。」（強調 引用者））

及び②**信託法8条（受託者の利益享受禁止）**）

の趣旨も含むと解される（①下記Ⅰ6(2)（本書27頁）；②下記Ⅱ2（本

書 34~35 頁) **参照**)。

換言すれば、信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する、（国民から信託された**国政の**）**受託者**（国民の代表者）の**受益者**（国民）に対する**忠実義務**が、1票の較差を伴う選挙区割規定の立法について、**国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法 47 条**についての**解釈基準**になる、と解される（但し、**下記 5、6**（本書 25~27 頁）での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件参院選挙についても同様に当てはまる**〈下記 5、6**（本書 25~27 頁）**参照**））。

- (2) 法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』118 頁（商事法務 2008）（**甲 102**）は、下記のとおり記述する。

「**第 30 条**は、**受託者の忠実義務**、すなわち、**受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために**信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する**一般規定**である」（強調 引用者）

- (3) 編著者 村松秀樹法務省民事局総務課長 著者 富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡『概説 信託法』103 頁（金融財政事情研究会 2023 年）（**甲 103**）は、下記の通り記述する。

「〔20〕 **忠実義務**

1 総論

受託者は、受益者のために信託財産に属する財産の管理・処分をはじめとする信託事務を処理する者であるから、信託事務処理のその他の行為をするに当たって、**受益者の利益を犠牲にして、自己又はその**

利害関係人の利益を図ることが禁止される。

（略）

2 忠実義務に関する一般規定

受託者は、受益者のため**忠実に**信託事務の処理その他の行為をしなければならない（30条）。

忠実義務は、**受託者が負う各種の義務の中でも極めて重要な義務**であるから、**受託者が忠実義務を負うこと**については、法文上、明確にされていることが望ましいと考えられる²。そこで、信託法においては、**受託者の忠実義務に関する一般規定**³を置いている。」（強調 引用者）

- （4）**法務省民事局参事官 佐藤哲治**〔編著〕『Q&A 信託法』144頁（ぎょうせい 2007年）（甲104）は、下記の通り記述する。

「第2節 **受託者義務等**（第29条～第39条）

（略）

② **忠実義務**

自己の利益ではなく、受益者の利益のために行動すべき義務（法第30条）」（強調 引用者）

- （5）**沖野真己**東京大学大学院法学政治学研究科教授 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職（法務専門官））・法務省民事局付（2002-2004年）は、下記のとおり記述する（道垣内弘人編『条解 信託法』196頁（弘文堂 2017））（甲105）。

「第5に、以上にまたがるものであるが、受託者の主観面において、受託者が、受益者の利益ではなく**自己や第三者の利益を図る目的**

で行う行為は——代理であれば代理人の権利濫用行為となる——、
30条の忠実義務に反する行為となる。」（強調 引用者）

(6) 監修新井誠筑波大学法科大学院教授『コンメンタール信託法』121、125頁（ぎょうせい 平成20年）（木村仁関西学院大学法学部教授執筆）（甲106）は、下記の通り記述する。

「（忠実義務）

第30条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為を
しなければならない。

（略）

2 忠実義務の一般規定

信託においては、信託財産の所有権が受託者に移転し、受託者がその権限を濫用して、自らの利益を図る危険性が高いため、新法30条において、受託者は、自らの利益のためではなく、受益者の利益のためにのみ信託事務の処理を行うべきことが一般的に定められた。これは単なる訓示規定ではなく、効力規定と解される。」

（強調 引用者）

5 令和5年大法廷判決（衆）（甲8）：（本書25～26頁）

(1) 令和5年大法廷判決（衆）は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、

国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断される」（強調 引用者）

とし（民集 77 卷 1 号 20 頁）、『当該令和 3（2021）年衆院選（但し、選挙日での各選挙区間の議員当たりには有権者数最大較差（1 対 2.079））は、合憲である』旨判示する。

- (2) しかしながら、当該判示は、前文第 1 項第 2 文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の代表者（即ち、受託者）が、受益者（即ち、国民）に対して負担する忠実義務に反して、憲法 47 条を解釈・適用するものであり、憲法 47 条、前文第 1 項第 2 文に違反する。

6 平成 25 年大法院判決（衆）：（本書 26～27 頁）

- (1) 平成 25 年大法院判決（衆）（甲 4）は、

「その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり、平成 6 年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた 1 人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえることができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。」（強調 引用者）

と判示する（民集 67 卷 8 号 1524 頁）。

即ち、平成 25 年大法院判決（衆）は、国政たる（投票価値の較差の維持・変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」（強調 引用者）（即ち、国政（但し、ここでは選挙区割規定の立法）

から生ずる、当選・落選という国会議員個人の利益に直接関わる事柄）であると解している。

- (2) よって、【国民の代表者が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定（但し、平成25年大法院判決（衆）の対象の平成24年衆院選の選挙日での議員1人当たりの最大有権者数較差・1対2.425）を立法すること】は、国民の代表者が、国民の利益より、自ら（国民の代表者）の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、（憲法前文第1項第2文に定める通り信託された）国政の受託者として、国政の受益者（国民）に対する忠実義務に矛盾し、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に反して解釈された）憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する。（上記4(2)～(6)、5、6（本書23～27頁）、下記II 1～2（本書32～35頁）参照）。

- (3) 原告らは、『衆議院議員選挙、参議院議員選挙のいずれについても、憲法は、同じ理由で人口比例選挙を要求する』と主張するものである。
従って、本6での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件参院選挙についても同様に当てはまる。

7 衆議院憲法審査委員会 昭和21年7月11日（第10号）：（本書27～29頁）

- (1) 衆議院憲法審査委員会 昭和21年7月11日（第10号）の議事録は、下記のとおりである（甲26）（橋本基弘中央大学教授「信託行為としての日本国憲法」（法学新報 127 (5-6), 433-459, 2021.03.24）甲28 参照）。

「金森國務大臣 **信託** ト云フ言葉ハーツノ沿革ノアルモノデアリマシテ、
実ハ前文ヲ御説明申上ゲマスル為ニハ、**其ノ基本ノ考ヘ**カラ申上ゲ
ナケレバ分ラナイト思フノデアリマス、**基本ノ考ヘ**ト申シマスルノハ、
例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ**信託会社**ト云フ風ナモノ
ガアリマシテ、ソコニ**信託**ト云フ法律關係ガ行ハレテ居リマス、大体是
ハ法律關係ヲ指シテ居ル訳デハアリマセヌガ、**考ヘ方ハ其ノ考ヘデ
アリマシタ、本来政治ト云フモノハ国民ガ行フベキモ
ノデアリマス**、是ハ誰ガ考ハテモサウダラウト思ヒマス、併シナガラ
ソレデハ国民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、国民ガ一固マリニナツ
テ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、国民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税
金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、**ソコデ実行
ノ面ニ於キマシテハ**、政治ハ必ズ或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバ
ナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ国ノ行政方針
ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウス
ルト、**本来働クベキモノハ国民デアリマス**、ケレドモ**現実
ニ行フモノハ**議會ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス、
此ノ間ノ關係ヲドウ云フ言葉デ説明シタラ宜イカ、普通ノ言葉デ申シマス
ルナラバ使用人トカ、雇主ガ雇人ニ物ヲ命ジテヤラセル、斯ウ云フヤウナ
考ヘモ浮ブカモ知レマセヌ、ガ併シ斯ウ云フ**国家ノ政治ノ基本ニ
付キマシテハ**、左様ナ關係ハナイノデアリマス、**本来ハ国民自ラ
ガヤルベキ政治デアルケレドモ**、其ノ**政治**ト云フモノハ其ノ
国民ノ為ニ国家ノ色々ナ機關ガ之ヲ担任シテ行クノデアリマス、
ト云フ意味デ**国政ハ大事ナ信託デアル**、斯ウ云フ言葉ヲ使
ツテ此ノ前文ガ出来テ居ルト思ヒマス、**ダカラ其ノ点
ニ於キマシテ分リニクイコトハ実ハナイト思ツテ居リ
マス、**」（強調 引用者）

上記のとおり、金森徳次郎国務大臣は、同委員会で、前文の「**国政**は国民の厳粛な**信託**によるものであって」における「**信託**」の「**基本ノ考へ**」（強調 引用者）は、「**基ノ考へ**」（即ち、信託会社が実行している**信託**の**考え** 引用者注）**デアリマシタ**」（強調 引用者）と答弁している。

- (2) 上記金森徳次郎国務大臣の答弁に照らして、（憲法本文各条項の解釈基準たる）前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」（強調 引用者）の意義は、

① 「**信託法8条（受託者の利益享受の禁止）**」の「**受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができない。**」の趣旨及び

② **信託法30条の「受託者の受益者に対する忠実義務」**の趣旨を含む、と解される。

8 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）：（本書29～31頁）

- (1) **衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）川人貞史**〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と1票の較差』（東京大学出版会2024）は、「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか？」（同書i～ii頁）で、本件区割り改定案作成の過程で、下記のとおり、【**川人貞史会長自らが、政治生命**にかかわる自民党議員から介入されたこと】を**生々しく**記述する（甲57）。

「そのためには、**不平等を是正する公職選挙法改正案が国会で国会議員の多数の支持を得て成立する必要がある**、さらに政府が閣議決定を経て国会に改正案を提出する前に、政権担当の**自由民主党内の了承を取り付けることが必要である**。自民党の了承には、自民党議員たちが好ましいと思わなくても許容できる（せざるを得ない）と考えるものでなければならない。したがって、区割り改正案はこれらのアクター（自民党議員 引用者注）から拒否されないと予想されるものにすることが必要があり（anticipated reaction）、国民・有権者の平等な投票参加の権利は軽視されることになる。ゲームの理論の用語で言えば、最終的に成立する公職選挙法改正案は逆戻り推論（backward induction）を用いて各アクターに受け入れられるものが最初から提案される。

それでも、アダムズ方式の完全適用による15都県での「10増10減」の議員定数配分を含む全25都道府県で140選挙区の区割り改定の影響の大きさに政治家からは強い不満や悲鳴の声が上がり、ある自民党幹部は「議員のことなのに、学者がいろいろ口を出してふざけんという話だ」と毒づいたとされる。実際のところ、10増10減は区割り審設置法の規定によって自動的に決まり、区割り改定案の作成も同法の規定にもとづく「区割り改定案の作成方針」によって進められ、**学者として容喙できる余地はない**。しかし、**政治生命がかかる選挙区**のことだけに、衆議院では2022年11月の区割り改定法（公職選挙法改正）議決に際して選挙制度の抜本的検討を行うとする附帯決議がなされ、2023年2月に、衆議院選挙制度協議会が設置された。同年12月にとりまとめられた報告書では、今後衆議院の正式な機関に移行して本格的な議論を開始するポイントとなり得る視点が提示されたにとどまり、改革の方向性は定まっていない。

こうした**区割り改定の政治過程**において、**日本政治の常識**

が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見から
かけ離れていることは明らかであり、違和感を覚えざるを得な
かった。」（括弧文言挿入 強調 引用者）

- (2) かかる国会議員の選挙区割改定案の過程での区割り審会長への介入は、憲
法前文第1項第2文末尾の「**その福利**（但し、**国政**の 引用者注）**は国民
がこれを享受する。」に矛盾する**（上記4(2)～(6)、5、6（本
書23～27頁）、下記Ⅱ1～2（本書32～35頁）参照）。

（以下 余白）

II 【**国民の代表（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない**（**1** 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照：**2** 「信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（受託者の忠実義務）」のいずれも同旨）】：（本書32～35頁）

1 【判例は、「各選挙区の**選挙人数**又は**人口数**（略）と**配分議員定数**との**比率の平等**が**最も重要かつ基本的な基準**とされるべきことは当然である」とする。】：（本

書32～33頁）

(1) 昭和51（1976）年最大判（衆）（甲1）

① 昭和51（1976）年最大判（衆）は、「各選挙区の**選挙人数**又は**人口数**（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と**配分議員定数**との**比率の平等**が**最も重要かつ基本的な基準**とされるべきことは当然であるとしても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は少なくない。」と判示する（民集30巻3号246頁）。

②昭和58年最大判（衆）、③昭和60年最大判（衆）（甲2）、④昭和63年最二判（衆）、⑤平成5年最大判（衆）、⑥平成7年最一判（衆）、⑦平成11年最大判（衆）、⑧平成13年最三判（衆）、⑨平成19年最大判（衆）、⑩平成23

年**最大判（衆）**（甲3）、⑪平成25年**最大判（衆）**（甲4）、⑫平成27年**最大判（衆）**（甲6）、⑬平成30年**最大判（衆）**（甲7）、⑭令和5年**最大判（衆）**（甲8）の各判示も、**全て昭和51（1976）年最大判（衆）の同判示と同旨**である。

(2) 当該 **11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て『各選挙区**
の**選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等**（即ち、1票較差・1対1）
が、「**最も重要かつ基本的な基準**とされる」』旨判示している。

この【**11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て『各選挙**
区の**選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等**（即ち、1票較差・1対
1）が、「**最も重要かつ基本的な基準**とされる」』旨判示しているこ
と】は、

重要である。

（以下 余白）

2 ① **国政の福利は、「国民（＝委託者_兼受益者）」がこれを享受する**ので、**国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない**（¹ 憲法前文第1項第2文末尾の定め：² 信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（忠実義務）のいずれも同旨）。

② 平成25年大法院判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。

③ よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）**憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する。**（上記4(2)～(6)、5、6（本書23～27頁）、II 1～2（本書32～35頁）、参照）：（本書34～35頁）

(1) 憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」の定めに照らし、**国政の福利は、「国民（＝委託者_兼受益者）」がこれを享受する**ので、**国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない**（¹ 憲法前文第1項第2文末尾の定め：² 信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（忠実義務）のい

ずれも同旨）。

- (2) ところで、平成25年大法院判決（衆）（甲4）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の**「身分にも直接関わる事柄」**である』旨判示している（民集67巻8号1524頁）。
- （投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法が、議員の**「身分にも直接関わる事柄」**である以上、『上記1(1)（本書32～33頁）の「当該11 最高裁大法院判決及び3 最高裁小法院判決が、全て『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（＝1票較差・1対1）が、**「最も重要かつ基本的な基準とされる」**』旨判示していること』に照らすと、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法については、『議員（＝**国民の代表者**）が、当該選挙区割規定の立法（即ち、**国政**）から生じる**福利**（即ち、投票価値の較差から生じる利益）を享受している』と解される。

よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）**憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する（上記4(2)～(6)、5、6（本書23～27頁）、II1～2（本書32～35頁）参照）。**

第2部 (本書36～44頁)

— 国難論 —

序 (本書36～37頁)

行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙について言えば、**6 主要民主主義国家（米、英、独、仏、韓、日）**の中、日本だけが較差2倍の**非**人口比例選挙であるところ、他の5か国（米、英、独、仏、韓）は、すべて人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差2～3倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の5か国のそれらと比べて「**きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱している**」といわざるを得ない。」（強調 引用者）（衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）川人貞史〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と1票の較差』215頁（東京大学出版会2024）甲57参照）

同書は、「はしがき なぜ日本の区割基準は人口較差最大2倍なのか？」で、
「こうした区割り改定の政治過程において、日本政治の常識が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見から**かけ離れている**ことは明らかであり、**違和感**を覚えざるを得なかった。」（強調 引用者）と記述し（同書i～ii頁）、

更に、同215頁で、

「そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差2倍程度までの範囲で広く分布することになった。こうしたあり方は第2章でみたアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、**きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱している**といわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割りの方法も**世界標準へと変える必要**があり、その時期にきているのではないだ

ろうか。」（強調 引用者）

と記述する（甲57）。

下記の**国難**を克服するためには、日本は、**先ず第一歩として**、上記の他の5か国と**同じ土俵**（即ち、人口比例選挙の土俵）**に立つべきである。**

本件訴訟の争点（『憲法上の一票の投票価値の平等の要件』）を考察するにあたっては、今後国際的競争の中で生存しなければならない全ての日本国民のために、上記の他の5か国の選挙制度を視野に入れた議論が強く求められる。

第1 国難論（要約）（本書37～38頁）

- 1 全世界のGDPの中で、日本のシェアが、1995～2023年の29年間で
17.6%から**4.0%**に激減した（2024年11月29日石破首相所信表明演説 甲82の1参照）。

これは、（元寇に優とも劣らぬ）**国難**である。

- 2 ここで、**国難**という言葉は、日本国民が**国難**に立ち向かう意味で、用いられる。鎌倉時代に、日本の武士は、元寇に抗して、**国難**を克服した。
- 3 この**国難**を克服するために、最高裁判事は、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨判決できる。

同最高裁判決により、

日本史上初の歴史

(国民主権国家誕生)が始まる。

第2 国難論 (詳論) (本書 38~44 頁)

1 全世界の GDP 中の日本のシェア

全世界の GDP 中の日本のシェアは、1995 年に、**17.6%**であったところ、
2023 年に、**4.0%**に激減した (2024.12.22 日経朝刊 5 面「風見鶏」8 段 (地
曳航也記者の署名記事〈石破首相所信表明演説の引用〉甲 82 の 1 ; 外務省 ホーム
ページ「主要経済指標」 2/21 頁 甲 82 の 3 ; 内閣府ホームページ「選択する
未来」 「Q15 世界の中の日本経済の位置付けはどのようになっていますか。」
平成 27 年 10 月 1/3 頁 甲 82 の 2 ; 外務省 ホームページ「主要経済指標」
2/21 頁 甲 82 の 3) 。

1995~2023 までの 29 年間を見ると、全世界の GDP 中の日本のシェアは、
既に **17.6% ⇒ 4.0%**に激減しており、その減少 (即ち、下向きのベクト
ル) は、将来に向かって更に進行中である。

これは、**国難**である。

2 日本だけが人口比例選挙でない (本書 38~41 頁)

(1) 米、英、独、仏、韓、日の 6 か国の中で、米、英、独、仏、韓の 5 か国は、人
口比例選挙又は概ね人口比例選挙で、

- ① 人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**仏、韓**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**米**の場合〈2024年米大統領選：トランプ氏の相対的得票率 **50.3%**〉）の投票で、**行政権の執行者（大統領）**を決定し、又は
- ② 人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（連立を含む）（但し、議院内閣制の**独**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（但し、議院内閣制の**英**の場合）が、国会で、国会議員の過半数の投票で、**行政権の執行者（首相）**を決定している。

【英国議会議員選挙】

英国議会の全議席は 650 であり、650 小選挙区からそれぞれ 1 議員が選出される。

各選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数（**73,393 人**）の **±5%以下** という厳格な基準が設けられ、2023 年 11 月に発効した再区割りでは、**全 650 選挙区** で、登録済有権者数が **69,724 人～77,062 人の範囲内**（最大有権者数差：7338 人）との要件が満たされた（甲 56）。

最大較差は、 $105 \div 95 = \text{約 } 1.11$ 倍以下となる。但し、島嶼部の 5 小選挙区（例外が適用された選挙区の有権者数は、全有権者の 0.46%）は例外とされる。2024 年総選挙は、同区割りで行われた。

Country	Electorate	Allocated
England	39,860,421	543 (10増)
Scotland	4,079,612	57 (2減)
Wales	2,322,677	32 (8減)
Northern Ireland	1,295,688	18 (増減なし)
Total :	47,558,398	650

（2020 年 3 月 2 日現在登録済有権者数に基づく）

（2023 年選挙区割り見直し案（勧告）／英スコットランド選挙区画委員会／2023 年 6 月／https://www.bcomm-scotland.independent.gov.uk/sites/default/files/2023_review_final/bcs_2023_review_report_web_version.pdf 参照）

【ドイツ連邦議会議員選挙】

ドイツ連邦議会は、各政党所属の 630 人の議員から構成される。選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**により全 630 議席の各政党への配分が決定される（**升永英俊「【ドイツ連邦議会議員選挙/完全人口比例選挙】」**「特別寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」ほか」1～7 頁 2024.7.12／法学館憲法研究所ウェブサイト参照 **甲 100**）。

2023 年改正法が成立した改正法は、超過議席・調整議席の廃止、定数を 630 議席に固定する内容を含む（**甲 64**）。

2023 年改正法は、また、**第1票（全 299 小選挙区の各小選挙区で1人のみが当選する小選挙区選挙）の1票較差の基準も変更し、各小選挙区の議員1人当たりの人口は、平均人口の±10%以内を基本とし、最大で、±15%とする旨変更された（従来は、それぞれ 15%および 25%）（この点に限り、2026 年 1 月 1 日施行）（甲 64）**。

従って、第1票の最大較差は、 $115 \div 85 = \text{約 } 1.35$ 倍以下となる。

ただし、この第1票の、小選挙区選挙間の1票較差の基準の変更は、定数（630）の、全連邦集計での第2票**の各政党の得票数に応じての（即ち、**完全人口比例**での）各政党への配分にいささかも影響するものではない（甲 100 の 3 頁参照）。**

- ③ **他方、議院内閣制の日本では、非人口比例選挙（但し、衆院選で、約 2 倍の投票価値の最大較差；参院選で、約 3 倍の投票価値の最大較差）で、1992～2020 年迄の 29 年間中の、4 年間（但し、民主党らが与党政権を担当した）を除く、25 年間、過半数未満の得票をしたに過ぎない自民又は自民・公明（連立）の議員が、得票数に比例しない議席数を獲得し、国会で議員の過半数決で、首相を指名した。**

- (2) 1992～2020 年の中の 25 年間、自民又は自民・公明（連立）が与党であったので、自民又は自民・公明（連立）が、1992～2020 年の中の 29 年間の国民一人当たり平均賃金の停滞（水平状態）の責任を負っている（下記**4**（本書 42～43 頁）参照）。

- (3) 1992～2020年の間、米、英、独、仏、韓の5か国は、いずれも、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙であるため、投票人の過半数又は概ね過半数の投票により政権交代し、右肩上がりで（但し、5か国の中、最も右肩上がりの程度の劣る独ですら、26%増加）国民一人当たりの平均賃金が増加している。
- (4) 下記4、表3（本書42頁）に示すとおり、日本の国民一人当たり平均賃金の絶対額は、2020年の時点で、米、英、独、仏、韓の5か国のいずれにも、劣後している。

3 競争国と同じ土俵に立つ（本書41～42頁）

- (1) 全世界のGDPの中の日本のGDPのシェアが、1995～2023年の29年間で**17.6% ⇒ 4.0%**に激減し、2024年現在、尚減少中であり、この下向きのベクトルは下向きのままである。

この**国難**に抗して、これを克服するべく、この右肩下向きのベクトルを右肩上がりにするための**第一歩**が、【最高裁が、『憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する』旨判決し、日本国が、上記2(1)（本書38～40頁）の他の5か国と**同じ土俵**（即ち、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙）**に立つ**こと】である。

- (2) 1964年、米連邦最高裁は、当時投票価値較差**1対41**のアラバマ STATE の議会選挙について、『米国連邦憲法は人口比例選挙を要求する』旨判決し（**レイノルズ判決** 甲63）、**レイノルズ判決1本**で、全 STATES で人口比例選挙が実現した（下記第4部、第3、2（本書64頁）参照）。

- (3) 日本でも、最高裁が、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨の判決を言渡すことによって、国会が、同最高裁判決に従って、人口比例選挙の選挙制度を立法することになる。

4 日本の国民一人当たり「平均賃金」(本書 42～43 頁)

1992～2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage) (但し、購買力平価) の値の推移は、下記表 3 のとおりである (OECD の公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。

表 3 (6 カ国／国民一人当たり平均賃金)

	1992 年平均賃金 (A)	2020 年平均賃金 (B)	1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A) x 100%
日	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%
韓	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%
独	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
仏	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、

1992～2020 年の 29 年間で、日、韓、米、英、仏、独の 6 か国 (ただし、いずれも、OECD 加盟国) のなかで、**日本だけが、僅か 2%増加のフラット状態**で、他の 5 か国は、すべて**右肩上がり**で、他の 5 か国中最低の独国すら、**26%増加**である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6 か国のうちの最低で、**38,515 米ドル** (ただし、韓国は **41,960 米ドル**) である。

5 投票率 (本書43～44頁)

(1) (本書43～44頁)

下記表4のA～Fの6か国間で比較する、**人口比例選挙／非人口比例選挙と投票率**の関係：(本書43～44頁)

表4

A 2025 年ドイツ連邦議会議員選挙 (議員内閣制) (完全人口比例選挙 〈甲 64〉 〈甲 100〉) 投票率：83% (甲 80) B 2022 年仏国大統領選挙 (完全人口比例選挙) (上位 2 者の決選投票) 1 位得票率 58% (18,779,641 票) (当選) 2 位得票率 42% (13,297,760 票) 投票率：74% (甲 70) C 2024 年英国議会 (下院) 議員選挙 (議員内閣制) (概ね人口比例選挙 〈但し、最大有権者数較差±5%〉) 投票率：60% (甲 71) (英国は、下院議院議員選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。そのため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。) D 2024 年米連邦大統領選挙 (概ね人口比例選挙 〈但し、1 2024 年米連邦大統領選で、相対的得票率 50.3%のトランプ候補が大統領就任；2 2016 年米連邦大統領選で、相対的得票率・48.9%のトランプ候補が大統領就任〉) 投票率：65% (甲 72) (米連邦は、大統領選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。貧困層、黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をしないので、投票できない。上記投票率 (65%) は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると相対的に低い。)
--

2024 年米連邦大統領選挙で、米連邦大統領が相対的得票率

50.3% の **僅差** で当選した事実は、**【人口比例選挙が決定的に重要であること】** を雄弁に物語っている。

E 2022 年韓国大統領選挙（**完全人口比例選挙**）（但し、上位 2 者間の比率）

1 位 相対的得票率 50.4%（16,394,815 票）（当選）

2 位 相対的得票率 49.6%（16,147,738 票）

投票率：77%（甲 73）

2021 年韓国大統領選挙で、韓国大統領が相対的得票率

50.4% の **僅差** で当選した事実は、**【人口比例選挙が決定的に重要であること】** を雄弁に物語っている。

F 2024 年日本・衆院選（**較差 2.06 倍の非人口比例選挙**）

1 位 自公（与党）得票率 40%

投票率：54%（甲 75）

(2) 2024 年衆院選（最大有権者数較差 2.06 倍の**非**人口比例選挙）では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記(1)(本書 43~44 頁)の他の 5 か国と比べて、**54%**と圧倒的に低率である。

日本は国政選挙の投票率が、上記(1)の他の 5 か国と比べて、**圧倒的に低い**のは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、**【日本の国政選挙が、総投票人からの過半数得票によっても、政権交代が生じないこと】**が、その理由と考えられる。

第3部

(本書 45～56 頁)

【1】 憲法 56 条 2 項 ; 【2】 1 条並びに前文第 1 項第 1 文後段 ; 【3】 前文第 1 項第 1 文前段 ; 【4】 43 条 1 項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】

第1 統治論 :

(本書 45～52 頁)

【憲法が、人口比例選挙を要求していること】は、下記 1 の「統治論 (1) (主権者の過半数決論)」(本書 45～50 頁) 又は下記 2 の「統治論 (2) (議員／国民・一票等価値論)」(本書 50～52 頁) のいずれによっても説明できる。

1 統治論 (1) (『主権者の過半数決』論) (本書 45～50 頁)

序

- ① 明治憲法は天皇主権であった。
- ② 日本国のポツダム宣言受諾という革命により、現憲法が成立した (宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」『世界文化』第 1 巻第 4 号 68 頁 1946 年 5 月)。
- ③ ポツダム宣言受諾・現憲法制定により、主権は、天皇から国民に移動した。
- ④ ところが、国会は**非**人口比例選挙を採用したため、主権を行使する権利は、天皇から、国民に移動しないで、実質、国会議員に移動し、今日に至るも、**非**人口比例選挙が維持されている。

そのため、日本は、憲法制定時から今日まで、**国民主権国家**であったことがなく、実質、**国会議員主権国家**のままである。

- ⑤ 人口比例選挙請求訴訟の**目的**は、【(憲法の定めにより **主権**を有する)**国民**が、**憲法に従って**、(現在、憲法に矛盾して、国会議員が行使している)「**主権を行使する権利**」を、**国会議員から回**

復すること】である。

(1) **主権**とは、「**国家の政治のあり方を最終的に決定する力**」である。¹⁾

主権（即ち、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」）は、内閣総理大臣を指名することを含む以上、【内閣総理大臣を指名すること】は、主権の行使に該当する（下記(2)①平17年最大判（在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟）参照）。

(2)① 平成17年9月14日最高裁大法廷判決（在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟）は、

「憲法は、**前文**及び**1条**において、**主権**が国民に存することを宣言し、国民は**正当に選挙された**国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、**43条1項**において、国会の両議院は**全国民を代表する選挙された議員**でこれを組織すると定め、**15条1項**において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**であると定めて、**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」（強調 引用者）

と説示する（民集59巻7号2087頁）。

即ち、同説示は、『**憲法前文、1条、43条1項、15条1項**が、『**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」（強調 引用者）』旨説示している。

② 上記①記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の**選挙権**（即ち、「国民（が）、**主権者**として、両議院の議員の**選挙**において**投票**をすることによって**国の政治**

¹⁾ 編集代表金子宏ら『法律学小辞典〔第3版〕』537頁（有斐閣1999年）

に参加することができる権利」(強調 引用者)(平成17年最大判。民集59巻7号2087頁)の行使は、国民の「主権の行使」と捉えている。

- (3) 一方で、人口比例選挙では、【出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)】が、衆参両院のそれぞれの

【出席議員の**過半数**の、全出席議員数に対する百分率(50%超)】と**一致する**。

他方で、**非**人口比例選挙では、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)が、衆参両院のそれぞれの【出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率(50%超)】と**一致しない**。

- (4) 現在、日本は、両院選挙とも、**非**人口比例選挙であるので、各院で、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、非**人口比例選挙で選出された出席議員が、各院で、

その**過半数決**で、内閣総理大臣(行政権の執行者)を指名している。

すなわち、**非**人口比例選挙の現在の日本においては、出席議員の過半数の、主権を有する全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、(国会議員の資格で主権を有しない)**

国会議員が、各院で、出席議員の**過半数決**で主権を行使している、と解される(【1】 憲法1条および前文第1項第1文後段;【2】 前文第1項第1文前段;【3】 56条2項;【4】 前文第1項第2文後段の各違反)。

以上の理由により、**非**人口比例選挙の現在の日本は、憲法の定める**国民主権国家**ではなく、**国会議員主権国家**である。

(5) ① 2024（令和5）年衆院選の結果は、下記のとおりである。

党派	獲得議席	小選挙区			比例代表		
		議席	得票数	得票率	議席	得票数	得票率
与党	215	136	21,598,163.299	39.80%	79	20,547,105.000	37.67%
自民	191	132	20,867,762.299	38.46%	59	14,582,690.000	26.73%
公明	24	4	730,401.000	1.35%	20	5,964,415.000	10.93%
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総計	465	289	54,261,878 (有効票数)	100%	176	54,549,722 (有効票数)	100%

(<https://ja.wikipedia.org/wiki/第50回衆議院議員総選挙> - Wikipedia)

衆院選（小選挙区）が、**非**人口比例選挙（「小選挙区」選挙で、選挙日で、較差：1：2.06）であるため、衆院選（小選挙区）で、自民公明（与党）の得票率は、小選挙区で、合計 **39.80%**（＝38.46%〈自民〉＋1.35%〈公明〉）；比例代表で、合計で **37.67%**（＝26.73%〈自民〉＋10.93%〈公明〉）でしかないのに、自民公明（与党）の獲得議席は、小選挙区と比例代表の合計で、46.2%（＝ $215/465 = 41.1\%$ 〈自民：＝ $191/465$ 〉＋ 5.2% 〈公明：＝ $24/465$ 〉）である（甲75 15/36 頁）。

2024 年衆院選について言えば、上記データより、【日本が、国会議員主権国家であって、国民主権国家でないこと】が証明される。

第1 統治論

(以下 余白)

② 2022 (令和 4) 年参院選の結果は、下記のとおりである。

政党	獲得 議席	選挙区			比例区		
		議席数	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率
与党	76	52	24,203,788.241	45.51%	24	24,437,676.774	46.09%
 自民	63	45	20,603,298.241	38.74%	18	18,256,244.836	34.43%
 公明	13	7	3,600,490.000	6.77%	6	6,181,431.938	11.66%
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総計	125	75	53,180,014 (有効投票数)	100%	50	53,027,542 (有効投票数)	100%

(https://ja.wikipedia.org/wiki/第26回参議院議員通常選挙 - Wikipedia)

参院選 (選挙区) が、**非**人口比例選挙 (選挙区で、選挙日で、較差 : 1 : 3.03) であるため、参院選 (選挙区) で、自民公明 (与党) の得票率は、選挙区で、合計 45.51% (=38.74% 〈自民〉 + 6.77% 〈公明〉) であり、比例代表で、合計 46.09% (=34.43% 〈自民〉 + 11.66% 〈公明〉) でしかないのに、自民公明 (与党) の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、**60.8%** (= 76/125 = 50.4% 〈自民 : =63/125〉 + 10.4% 〈公明 : =13/125〉) である (甲 81 19/36~20/36 頁)。

2022 年参院選について言えば、上記データより、【日本が、国会議員主権国家であって、国民主権国家でないこと】が証明される。

(6) **非**人口比例選挙は、**憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段に違反する。**

(7) 他方で、人口比例選挙では、出席議員の**過半数**に投票した (主権を有する) 有効投票者が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、出席議員の**過半数決**

で、(すなわち、**間接的に、**) 内閣総理大臣を指名する (憲法1条および前文第1項第1文後段; 憲法56条2項; 前文第1項第1文前段; 43条1項)。

よって、人口比例選挙は、憲法1条および前文第1項第1文後段; 56条2項; 前文第1項第1文前段; 43条1項に適合する。

- (8) なお、【憲法は、合理性の基準に照らして、実務上できる限りの人口比例選挙を要求している】と解される (下記**第2** (本書53~56頁))。

2 統治論 (2) (『議員の1票等価値/国民の1票等価値』論) (本書50~52頁)

- (1) 憲法56条2項の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、

1票 (等価値) を投票する権利を有し、「出席議員の **過半数** でこれを決」(強調 引用者) する (憲法56条2項)。

- (2) 憲法56条2項の出席議員の **過半数決** の議決において、各議員は、全員、「**主権**」(憲法1条及び前文第1項第1文後段) を有する「全国民を代表する」(憲法43条1項)「国会における代表者」(憲法前文第1項第1文前段) である (憲法1条及び前文第1項第1文後段; 前文第1項第1文前段; 43条1項 参照)。

- (3)① 「両議院の議事」の出席議員の **過半数決** の議決において、**各議員が投票する1票が、全て等価値** であるので、「(「全国民を代表する」「国会における代表者」でしかない) 各議員 (但し、国会議員の資格で**主権を有しない。**) は、全員、各国政選挙の選挙区割り制 (例えば、比例制、小選挙区制、選挙区制、ブロック制等) 毎に、【**同じ人数** (但し、全有権者数÷定数) (具体的な例として、2021年衆院選 (小選挙区) では、364,430人 <=全有権者数 (105,320,523人) ÷定数 (289人)>】の**主権を有する**

有権者から選出されることが求められる²⁾。

けだし、【「両議院の議事」の**過半数決**の議決において、
各議員の投票する1票が、**全て等価値**であること、すなわち、各議員が、全員、全
て一人一票等価値であること】は、各議員が、そもそも、議員の資格で主権を有し
ていないので、議員の資格自体を理由として、出席議員の過半数によって両議院の
議事が決定されることを正統化し得ない以上、【各議員が、全員、各国政選挙の選
挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定数）の**主権を有する有権者**か
ら選出されること】によって、初めて、出席議員の**過半数決**によって両議院
の議事が決定されることを**正統化**し得るからである（憲法1条および前文第1項
第1文後段；56条2項）。

重ねて言えば、【憲法56条2項の「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**
の議決において、(国会議員の資格で**主権を有しない**) 各出席議員の投票する1票が、
全て等価値であること】は、【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人
数**（ただし、全有権者数÷定数）の**主権を有する有権者**から選出されること】以外に
正統化し得ないからである。

- ② 【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定
数）の**主権を有する有権者**から選出されること】は、人口比例選挙（すなわち、1人
1票等価値の選挙）によってのみ実現可能である。

²⁾ 参考例として、例えば、米国連邦フロリダ State の2022年の米国連邦議会下院議員選挙区割を
みると、**全28個**の小選挙区（すなわち、各小選挙区から議員1人を選出する）のうちの、**25個**
の小選挙区の人口は、全て**769,221人**であり、**2個**の小選挙区の人口は、**769,220人**、そして**残**
余の1小選挙区の人口は、**769,222人**である。すなわち、その全28個の小選挙区の間**の最大人口**
較差は、僅か2人（2人=769,222人-769,220人）である（参考資料：フロリダ州ウェブサイト
<https://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans>）。

③ 上記①～②の解釈は、【主権を有する国民が、主権を行使して、「**正当に選挙された国会における代表者を通じて行動**」すること】（憲法1条および前文第1項第1文後段；前文第1項第1文前段；56条2項；43条1項）に適合する。

④ よって、憲法1条および前文第1項第1文後段；56条2項；前文第1項第1文前段；43条1項は、人口比例選挙を要求している、と解される。

(4) ただし、上記(3)①（本書50～51頁）記載の「同じ人数」は、実際の選挙では、合理性の基準に照らし、実務上できる限りの「同じ人数」で足りる、と解される。

（以下 余白）

第2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する：

(本書 53～56 頁)

1 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、

「他方、同条2項においては、前記のとおり 1 人別枠方式が採用されており、この方式については、前記 2(3)のとおり、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることが出来るようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、**地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。**」 (強調 引用者)

と記述する（民集 65 巻 2 号 779 頁）。

即ち、同記述の中の

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」 (強調 引用者)

の判示が、同記述の**核心**である。

同判示は、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 4）、平成 27 年大法廷判決（衆）（甲 6）、平成 30 年大法廷判決（衆）（甲 7）及び令和 5 年大法廷判決（衆）（甲 8）のいずれによっても、判例変更されていないので、現時点でも、なお判

例である。

- 2 【1】 憲法 56 条 2 項 ; 【2】 憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段 ; 【3】 憲法前文第 1 項第 1 文前段 ; 【4】 43 条 1 項は、【選挙が人口比例選挙（即ち、1 人 1 票選挙）であること】を要求する（統治論）。

とはいえ、【1】 憲法 56 条 2 項 ; 【2】 憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段 ; 【3】 憲法前文第 1 項第 1 文冒頭 ; 【4】 43 条 1 項の要求する人口比例選挙は、実務上、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙であれば足りる、と解される。

3 人口比例選挙の実例：（本書 54～56 頁）

- (1) ① フロリダ State は、全 27 個の小選挙区（即ち、各小選挙区から議員 1 人を選出する）からなり、22 個の小選挙区の人口は、全て **696,345 人** であり（即ち、人口較差は、0 人）、残余の 5 個の小選挙区の人口は、全て、各 **696,344 人** である。即ち、その全 27 個の小選挙区の間 **最大人口較差は、僅か 1 人**（1 人 = 696,345 人 - 696,344 人）である³⁾（甲 68）（前掲脚注²⁾（本書 51 頁）も併せて参照）。

- ② ペンシルバニア State は、全 19 小選挙区からなり、そのうち、議員 1 人当り人口の最小の小選挙区の人口は、**646,371 人** であり、同最大の小選挙区の人口は、**646,372 人** であり、その **最大人口較差は、僅か 1 人**（1 人 = 646,372 人 - 646,371 人）である⁴⁾（2002 年判決 甲 66 の 1、2）。

³⁾ フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン（2014.8.7）（甲 68）

https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf

⁴⁾ 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁（Vieth v. ペンシルベニア State 195 F.

③ ニューメキシコ State は、全3小選挙区からなり、全3小選挙区の夫々の人口は、全て **686,393 人** であり、**最大人口較差は 0 人** である⁵⁾ (2012 年判決 甲 67 の 1、2)。

(2) 英国は、**全 650 小選挙区**で、各小選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数 (73,393 人) の±5%以下という厳格な基準が設けられ、2023 年 11 月に発効した再区割りでは、**最大有権者数差は 7,338 人**である (甲 56)
(上記第2部第2、2② (本書 39 頁) 参照)

(3) ドイツは、小選挙区比例代表併用制であるが、全 630 議席は、選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**によりの各政党への配分が決定される (甲 100) (上記第2部第2、2② (本書 40 頁) 参照)。
従って、**人口差はゼロ**である。

(以下 余白)

Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)) は、2002 年 4 月 8 日、「Act 1 (法律 1 号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1 (法律 1 号) の憲法違反を解消するための改正法案 (a plan) を提出するために、3 週間を付与した。新しく立法された Act 34 (法律 34 号) では、選挙区間の最大人口較差は、1 人である (甲 66 の 1、2)。

⁵⁾ Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012 年 1 月 9 日、2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の全 3 小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差がゼロである案を支持した (甲 67 の 1、2)。

- (4) 日本では、「本件選挙」では、議員 1 人当たり有権者をみると、最大選挙区（965,883 人／議員〈神奈川県選挙区〉）と最小選挙区（311,339 人／議員〈福井県選挙区〉）の

有権者数の差は **65 万 4,544 人** である（654,544 人／議

員＝965,883 人／議員〈神奈川県選挙区〉－311,339 人／議員〈福井県選挙区〉）である（訴状添付資料 1）。

- (5) 本件参院選（選挙区）の議員 1 人当たりの最大人口較差：**65 万 4,544 人** は、

上記 (1) ①のフロリダ State の場合（選挙区間の最大人口差：**1 人**）、

② のペンシルバニア State の場合（選挙区間の最大人口差：**1 人**）、

③ のニューメキシコ State の場合（選挙区間の最大人口差：**0 人**）

(2) 英国の **7338 人**

(3) ドイツの **ゼロ**

と比べると、**3～5 桁違い**である。

- 4 上記第2部、第2、2（本書38～41）、5（本書43～44頁）のその他5か国（米、英、独、仏、韓）の選挙制度が人口比例選挙／概ね人口比例選挙であることに照らして見ても、日本は、憲法上（【1】 憲法 56 条 2 項；【2】 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；【3】 前文第 1 項第 2 文後段；【4】 前文第 1 項第 1 文前段）、【当該 5 か国の選挙制度と同じ程度の人口比例選挙／概ね人口比例選挙】が求められていると解される。

第4部 判例・学説（本書57～73頁）

第1 芦部説【芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4～5を**前提**とするものである】（本書57～58頁）

1 芦部信喜・京極純一東大教授「対談」 （本書57～58頁）

- (1) 【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】

1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 12～14 頁（甲 61）の、芦部信喜・京極純一東大教授間の「対談」の中で、芦部先生は、

「**裁判所が介入する**ことを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないかな。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格な人たちで考えると、**裁判所が動かなくなる**恐れがあるので、**現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあうてひどいものですから、現状を前提**にして考えると、少なくとも**1対2**の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わない人たちでの再配分を、**裁判所が介入して**実現していくうえで**一番プラクティカルな運用**ができるのではないかな、と考えるのです。」（同 13～14 頁）（強調 引用者）

と発言している。

ここで、【芦部教授の1対2説は、あくまでも、1票較差・4倍、5倍の1980年の当時の「**現状を前提**」（強調 引用者）とした説であること】が、**重要である。**

(2) 更に、芦部教授は、同対談で、

「京極 芦部説の場合、**最大限度が二倍**ということでしょう。**できれば1対1が一番いいということですね。**

芦部 **もちろんであればそれが一番望ましいわけですね。**」 (同 12 頁) (強調 引用者)

と発言している（甲 61）。

第2 30個の刊行物（但し、電子版を含む）は、1対1説又は基本1対1説である（本書 58～60 頁）

(1) 原告ら代理人・升永英俊弁護士(以下、同代理人とも言う)が調査した限りでは、1989～2024 年の間に発表された憲法研究者の刊行物(但し、電子版を含む)に限って言えば、「**人口比例選挙**」説又は「**基本人口比例選挙**」説の刊行物は、少なくとも、下記のとおり、**30** 個である。

- ①**君塚正臣**横浜国立大学教授「判例評論」判例時報 2296 号 150 頁（甲 30）、
- ②**佐藤幸治**京都大学教授（当時）『憲法〔第 3 版〕』（青林書院、2003 年）479 頁（甲 31）、
- ③**長谷部恭男**東京大学教授（当時）『憲法〔第 7 版〕』（新世社、2018 年）178 頁（甲 32）、
- ④**辻村みよ子**東北大学名誉教授『憲法〔第 5 版〕』（日本評論社、2016 年）326 頁（甲 33）、
- ⑤**安念潤司**中央大学教授「いわゆる定数訴訟について（二）」成蹊法学 25 号 88

- 頁（1987年）（甲34）、
- ⑥**阪本昌成**広島大学教授（当時）『憲法理論Ⅱ』（成文堂、1993年）292頁（甲35）、
- ⑦**長尾一紘**中央大学名誉教授『日本国憲法〔第3版〕』（世界思想社、1998年）170頁（甲36）、
- ⑧**渋谷秀樹**立教大学教授『憲法〔第2版〕』（有斐閣、2013年）217頁（甲37）、
- ⑨**和田進**神戸大学教授（当時）「議員定数の不均衡」ジュリスト増刊（有斐閣、2008年）185頁（甲38）、
- ⑩**戸松秀典**学習院大学教授（当時）『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990年）325・326頁（甲39）、
- ⑪**橋本基弘**中央大学教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について ― 裁判所と国会、国民との対話―（一）、（二）」（法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉107, 131頁、同5・6号〈令和3年12月10日〉13～14頁）（甲40）、
- ⑫**棟居快行**専修大学専門職大学院法務研究科教授「「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」法学館憲法研究所ウェブサイト（甲41）、
- ⑬**高橋和之**東京大学名誉教授『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁（甲43）、
- ⑭**木下智史**関西大学教授 ジュリスト（No.1332）2007.4.10「参議院議員定数配分規定の合憲性 平成18年10月4日 大法廷判決」7頁（甲44）、
- ⑮**穴戸常寿**東京大学教授「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」世界2011年6月号（岩波書店）24頁（甲45）、
- ⑯**齊藤愛**千葉大学教授「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2018/3号 No.450 50頁（甲46）、
- ⑰**川岸令和**早稲田大学教授（当時）執筆、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）204頁（甲47）、
- ⑱**蟻川恒正**東京大学教授（当時）「〔座談会〕憲法60年―現状と展望」ジュリ

- スト No.1334（2007.5.1）（有斐閣）24～26 頁（甲 42）、
- ⑲**斉藤一久** 名古屋大学准教授（当時）「2019（令和元）年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2021/5 号 No.488 57 頁（甲 48）、
- ⑳**南野森** 九州大学教授 法学教室 2016 Spring 13 頁（日本評論社）（甲 49）、
- ㉑**尾形健** 同志社大学教授（当時）「平成 29 年衆議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷判決」判例時報 2433 号（判例評論 734 号）168 頁（甲 50）、
- ㉒**上田健介** 近畿大学教授（当時）「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14 頁（甲 51）、
- ㉓**牧野力也** 東京家政大学院大学講師「「一票の較差」の違憲審査基準に関する考察」筑波法政第 54 号（2013）70 頁（甲 52）、
- ㉔**中村良隆** 名古屋大学日本法教育センター特任講師（当時）「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』日本評論社、2020 年」Web 日本評論 <https://www.web-nippon.jp/18405/>（甲 53）、
- ㉕**上脇博之** 神戸学院大学教授「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とはしなかった 2006 年最高裁大法廷判決」速報判例解説 憲法 No.1 日本評論社 12 頁（甲 54）。
- ㉖**田中祥貴** 桃山学院大学教授「令和 4 年参議院議員選挙と「一票の較差」ジュリスト No.1597（2024 年 5 月 20 日）13 頁（甲 55）
- ㉗**中川淳司** 元東京大学教授 2024 年 2 月 13 日 10:00 公開 有斐閣 Online『諸外国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ考案」（第 6 葉）（甲 56）
- ㉘**中曾久雄** 愛媛大学教育学部准教授「参議院選挙と投票価値の較差—仙台高裁令和 4 年 11 月 1 日判決の検討」法学館憲法研究所ウェブサイト（甲 99）
- ㉙**川人貞史** 衆議院議員区画定審議会会長（当時）東京大学名誉教授著『日本の選挙制度と 1 票の較差』（東京大学出版会 2024）215 頁（甲 57）
- ㊿**和田淳一郎** 横浜市立大学教授『一票の平等の政治経済学 一人一票の投票価値の平等を追求する』113～121 頁（勁草書房 2024）（甲 62）

（以下、余白）

第3 1964年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決) (本書61～64頁)

1 (本書61～64頁)

(1) (本書61～63頁)

1964年当時、アラバマ State (州) で、State 議会上院選挙で **41 対 1**、同下院選挙で **16 対 1** の投票価値の最大較差があった。

1964年、米国連邦最高裁判所レイノルズ判決(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533)は、以下の通り記述する(甲 63)。

(訳文)

「我々(当法廷 引用者注)は、州議会の定数配分は**複雑で多面的な問題であると**告げられてきた。

州は立法府の定数配分において**人口以外の要素も合理的に考慮できる**との助言も受けた。州の権限を制限することで市民に政治哲学に関する異なる見解を押し付けるべきではないと戒められてきた。

政治的な藪や数学的な泥沼に陥ることの危険性について警告されてきた。

我々の答えは次のとおりである。

憲法上保障された権利が否定されている場合には裁判所による保護が求められる。我々の宣誓と職務は、それ以下のものを命ずるものではない。

(略)

市民の投票権が貶められるほど、その市民は市民ではなくなる。**個人がここやあそこに住んでいるという事実は、その投票の効力を過大評価したり薄めたりする正当な理由にはならない。**

社会や文明の様相は、しばしば驚くべき速さで変化する。かつては大半が田舎だった国が、都市化する。[脚注 43]

かつては公正で公平だった代表制度は、時代遅れになる。しかし、代表制政府の基本原則は変わらず、これからも変わらないはずである。市民の投票の重みを、その人が住んでいる場所によって決めることはできない。

人口は、必然的に、選挙区割訴訟の審理の出発点であり、判断の支配的基準である。[脚注 44]

市民、つまり有権者は、都市に住んでいるか農場に住んでいるかに拘わらず、市民であり有権者であり、それ以上でもそれ以下でもない。これが、憲法の平等保護条項の明確で強力な命令である。これは、人ではなく法の支配という概念の本質である。

(略)

IV 当裁判所は、憲法上の基本的な基準として、平等保護条項は『二院制州議会の両院の議席は、人口に基づいて配分されなければならないこと』を要求していると判示する。簡単に言えば、その投票権の重さが、**州の他の地域に住む市民の投票権と較べて実質的に希薄化されている場合には、州の議員に投票する個人の投票権は憲法に違反して損なわれているのである。**既存の議席配分規定に基づいても、また、提案された案(複数)のいずれに基づいても、アラバマ州議会の両院は人口に基づいて議席を配分されていなかったため、連邦地方裁判所は「上記3つの案は全て憲法上無効である」と正しく判示した。」(強調 引
用者)

(原文) 甲 63 22/81 頁 10 行~23/81 頁 9 行

「We are told that the matter of apportioning representation in a state legislature is a complex and many-faceted one. We are advised that States can rationally consider factors other than population in apportioning legislative representation. We are admonished not to restrict the power of the States to impose differing views as to political

philosophy on their citizens. We are cautioned about the dangers of entering into political thickets and mathematical quagmires.

Our answer is this: a denial of constitutionally protected rights demands judicial protection; our oath and our office require no less of us.

(略)

Representation schemes once fair and equitable become archaic and outdated. But the basic principle of representative government remains, and must remain, unchanged -- the weight of a citizen's vote cannot be made to depend on where he lives.

Population is, of necessity, the starting point for consideration and the controlling criterion for judgment in legislative apportionment controversies. [Footnote 44]

Page 377 U. S. 568

A citizen, a qualified voter, is no more nor no less so because he lives in the city or on the farm. This is the clear and strong command of our Constitution's Equal Protection Clause. This is an essential part of the concept of a government of laws, and not men.

IV

We hold that, as a basic constitutional standard, the Equal Protection Clause requires that the seats in both houses of a bicameral state legislature must be apportioned on a population basis. Simply stated, an individual's right to vote for state legislators is unconstitutionally impaired when its weight is in a substantial fashion diluted when compared with votes of citizens living in other parts of the State. Since under neither the existing apportionment provisions nor either of the proposed plans was either of the houses of the Alabama Legislature apportioned on a population basis, the District Court correctly held that all three of these schemes were constitutionally invalid. J (強調 引用者)

(2) (本書 63~64 頁)

更に、レイノルズ判決の重要な判示部分(抜粋)を以下に示す。

(訳文)

繰り返すが、投票するのは土地や樹木や牧草地ではなく、人々である。

輸送と通信の近代的な発展と改善により、1960年代半ばには、人口に基づく代表からの逸脱は地理的な考慮のみに基づく正当なものであるというほとんどの主張はむしろ空虚なものとなった。

人口のまばらな地域での効果的な代表を保障するために又は**立法区が大きくなりすぎて市民が代表者にアクセスできなくなるのを防ぐため、人口均等の原則からの逸脱を認める議論は、今日では大部分で説得力がない。** J (強調 引用者)

調 引用者)

(原文) 甲 63 28/81 頁下5行～29/81 頁10行

「Again, people, not land or trees or pastures, vote. Modern developments and improvements in transportation and communications make rather hollow, in the mid-1960's, most claims that deviations from population-based representation can validly be based solely on geographical considerations. Arguments for allowing such deviations in order to insure effective representation for sparsely settled areas and to prevent legislative districts from becoming so large that the availability of access of citizens to their representatives is impaired are today, for the most part, unconvincing.」(強調 引用者)

2 (1) この**1964年の米連邦最高裁判所レイノルズ判決一本で、全 State**において、各 State の内で、米国連邦下院議員選挙および State の両議会議員選挙は、**人口比例選挙**になった。

(2) **他方**、日本では、**1964年**に、最高裁は、越山康弁護士（当時、司法修習生）提訴の人口比例選挙請求訴訟で、その請求を斥けた。

爾後今日迄の60年間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法院判決、小法院判決併せて、合計**34個の最高裁判決**（但し、衆院選で、15個及び参院選で19個）が言渡された（但し、同衆院選・15個の判決のうち、**大法院判決は11個**、同参院選・19個の判決のうち、**大法院判決は12個**）。

米連邦では、**1964年に、米連邦最高裁判決（レイノルズ判決）1本で**、米全（States）（州）で人口比例選挙が実現したことと異なって、日本では、1964年の人口比例選挙請求訴訟についての最初の最高裁判決言渡し以降**60年後の今日に至るまで**、人口比例選挙請求訴訟は、未だ**未解決**のままである。

(以下、余白)

第4 米連邦最高裁首席判事(Chief Justice)の言葉：(本書 65～66 頁)

2018 年 10 月 16 日、ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事 (John G. Roberts, Jr., Chief Justice) は、ミネソタ大学ロースクールでの講演で、

「**They** (the political branches 筆者注) **speak for the people.**」

(訳) 彼ら(政治部門。即ち、米国大統領と米国連邦議会 引用者注)は、国民のために発言します。

「**We** (the judicial branch 筆者注) **do not speak for the people, but we speak for the Constitution.**」

(訳) 私共(即ち、司法部門 引用者注)は、国民のために発言しません。私共は、憲法のために発言します。

旨発言した(下記講演録(本書 65～66 頁)参照)。

ロバーツ米国連邦最高裁首席判事講演録 2018 年 10 月 16 日(ミネソタ大ロースクール)
https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0y_kE

書き起こし(抜粋)	(和訳)
I will not criticize the political branches . We do that often enough in our opinions. But what I would like to do briefly is to emphasize how the judicial branch is, how it must be very different. I have great respect for our public officials . <u>After all they speak for the people and that commands a certain degree of humility from those of us in the judicial branch who do not.</u> <u>We do not speak for the people, but we speak for the Constitution.</u>	私は、政治部門(複数)を批判しません。それは、判決意見のなかで十分に行っておりますので。(笑) 私は、ここで、簡単にですが、 司法部門 がどのように異なっているか、どのように異なるべきか、を強調しておきたいのです。 私は公職に就いておられる方々に対し、大変な敬意の念を抱いております。 なにより、 <u>彼らは国民のために発言します。</u> ですから、そうでない私ども司法部門の人間は、一定程度謙虚であることが求められます。 <u>私どもは、国民のために発言しません。私どもは、憲法のために発言します。</u>

Our role is very clear. We are to interpret the Constitution and laws of the United States and ensure that the political branches act within them. That job obviously requires independence from the political branches. The story of Supreme Court would be very different without that sort of independence. Without independence there is no Brown versus Board of Education. Without independence there is no West Virginia versus Barnette where the court held that the government could not compel schoolchildren to salute the flag. And without independence there is no steel seizure case where the court held the President Truman was subject to the Constitution even in a time of war.	私どもの役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門(複数)がそれらの枠内で行動することを保障することです。 そのためには、当然ながら、政治部門からの独立が必要です。 そのような独立がなかったら、最高裁判所の歩みは、非常に異なるものになったでしょう。 (政治部門からの)独立がなければ、 Brown 対教育委員会判決はなかったでしょう。 (政治部門からの)独立がなければ、 政府が生徒対し国旗に敬礼することを強制できないと判決したウェストバージニア州対バーネット判決はなかったでしょう。 また、(政治部門からの)独立がなければ、鉄鋼接収裁判もなかったでしょう。この裁判で裁判所は、トルーマン大統領は、たとえ戦時下であっても、憲法に拘束されると判決しました。
---	--

(強調 引用者)

最高裁は、平成 25 年 11 月 25 日最高裁大法廷判決(衆)以降、人口比例選挙裁判については、「司法権と立法権との関係」論を採用されている。

この「司法権と立法権との関係」論は、「三権分立」(又は「権力の分離」〈Separation of Powers〉)の法理念と矛盾する。

裁判官におかれて、ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事の上記発言を分析・検討するよう求められる。

(以下、余白)

第5 ① 8個の人口比例選挙・高裁判決；②『区割規定の 合憲性の主張立証責任は、国にある』旨の5個の高裁 判決：（本書67～70頁）

1 8個の人口比例選挙高裁判決

原告代理人ら全国弁護士グループは、2009年以降2025年までの16年間に、148個の人口比例選挙請求訴訟を提訴し、148個の高裁判決が言い渡された（下記添付資料A参照）。

下記表5のとおり、そのうち8個は、『憲法は人口比例選挙を要求する又はできる限りの人口比例選挙を要求する』旨の人口比例選挙判決である。

表5（8個／人口比例選挙判決）

- | |
|---|
| ① 平成 23.1.28 福岡高裁廣田民生裁判長 違憲違法判決（甲 83） |
| ② 平成 25.3.6 東京高裁 難波孝一裁判長 違憲違法判決（甲 78） |
| ③ 平成 25.3.18 福岡高裁西謙二裁判長 違憲状態判決（甲 77） |
| ④ 平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部 市川正巳裁判長 違憲違法判決（甲 84） |
| ⑤ 平成 25.3.26 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決（甲 85） |
| ⑥ 平成 25.11.28 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決（甲 86） |
| ⑦ 平成 27.3.25 福岡高裁 高野裕裁判長 違憲違法判決（甲 87） |
| ⑧ 令和 4.11.1 仙台高裁 小林久起裁判長 違憲違法判決（甲 16） |

2 (本書 68 頁)

5個の『区割規定合憲性の主張・立証責任は、国にある』旨の高裁判決

下記表6の中の(1)～(5) (本書 68 頁) に示すとおり、**5 高裁**は当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につきまたは合理的期間につき、国が立証責任を負うことを認め、「違憲違法」判決または「違憲状態」判決を言渡した（ただし、(3) 平成 25.3.25 広島高判（筏津順子裁判長）のみ山口邦明弁護士グループ提訴の裁判）。

表6

高裁判決	判決の内容	国の負担する 主張立証責任の内容
(1) 平成 25.3.18 福岡高判 (衆) (西謙二裁判長) (甲 77)	「 違憲状態 」判決 (ただし、「人口 比例選挙」判決)	【投票価値の不平等という結 果が生じている本件選挙区割 規定の 合理性 】の 主張立証
(2) 平成 25.3.6 東京高判 (衆) (難波孝一裁判長) (甲 78)	「 違憲違法 」判決 (ただし、「人口 比例選挙」判決)	【投票価値の不平等が生じて いる本件選挙区割規定が、国 会の 合理的な考量 の結果であ ること】の 主張立証
(3) 平成 25.3.25 広島高判 (衆) (筏津順子裁判長) (甲 89)	「 違憲無効 」判決	【当該選挙区割規定の是正のた めの 合理的期間が未経過 である こと】の 主張責任
(4) 平成 25.3.26 大阪高判 (衆) (小松一雄裁判長) (甲 79)	「 違憲違法 」判決	【本件選挙区割規定の 合憲 性 】の 主張立証
(5) 平成 25.3.26 福岡高判那 覇支部(衆) (今泉秀和裁 判長) (甲 88)	「 違憲違法 」判決	【合理的期間が経過していな いこと】の 主張立証

3 学説(本書 69 頁)

- (1) 芦部信喜教授は、前掲芦部・京極純一東大教授「対談」(1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 甲 61) で、

「芦部

(略)

私は、前の対談のときにもちよっと触れたのですが、次のように考えています。

第一に、少なくとも議員一人当たりの人口の最高選挙区と最小選挙区の投票価値に約二対一以上の格差がってはならないということ。

それから**第二**に、非人口的要素はいかに考慮に値するとはいえ、原則として二対一以上の格差を正当化することはできないということ。

第三に、**人口比例の原則から離れることを正当化する理由の挙証責任は公権力の側にある**ということ。これは裁判上の問題ですが、こういう三つの点を主張してきたわけです。」(同 12 頁) (強調 引用者)

と発言した。

- (2) 長谷部恭男『憲法 第7版』(新世社、2018年) 178 頁(甲 32) 及び橋本基弘中央大学法学部教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法院令和 2 年 11 月 18 日判決について ― 裁判所と国会、国民との対話― (二)」19 頁(法学新報第 128 巻 5・6 号〈令和 3 年 12 月 10 日〉) (甲 40) は、上記(1)の芦部説と同旨である。

4 宇賀克也最高裁判事

宇賀克也最高裁判事は、「投票価値の不均衡が真にやむを得ないことについては、**国会が説明責任を負う**」とされる（令和5年大法廷判決（参）民集77巻7号1698頁 甲9）

5 Karcher v. Daggett （462 U.S. 725 1983）

米国連邦最高裁は、米国連邦下院議員選挙のニュージャージーState での選挙区割りにつき、

- 【 ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
- ② 選挙区割りが、投票価値の平等（＝人口比例選挙）から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「**その乖離が合理的であること**」の**立証責任**を負う】旨

明言し、州（State）側が、同立証責任を果たしていないとして、原告ら（選挙人ら）勝訴の判決を言渡した（**Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983**）。

この米国連邦最高裁判決において、原告ら（選挙人ら）勝訴を決したのは、**立証責任の論点**であった（**Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983 参照**）⁶⁾（甲76）。

⁶⁾ **Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983)** 米国連邦最高裁（甲76）は、1983年6月22日、米国連邦下院議員選挙に関し、**1票対0.9930票**の選挙権価値の不平等（ニュージャージーStateの第4区の人口：527,472人〈最大〉；同Stateの第6区の人口：523,798人〈最小〉。**両選挙区の最大人口較差：3,674人**（ $=527,472^{\wedge} - 523,798^{\wedge}$ ）。）を定めるニュージャージーState選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、**Stateが、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う**旨判示した。

第6 合理的期間論：（本書71～73頁）

－ 合理的期間論と憲法98条1項 －

1 平成26年大法院判決（参）（甲5）は、

「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法院は、**これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている**か否か、**②上記の状態に至っている場合に、**当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった**判断の枠組み**を前提として審査を行ってきており、」（強調 引用者）

と判示する（民集68巻9号1376頁）。

ここで、投票価値の較差に関する『二段階の判断枠組み』の中の②段階の審査における判断基準を「合理的期間論」という。

2 (1) 平成26年大法院判決（参）の採用する「合理的期間論」は、「憲法判決中の」「法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである。」

（佐藤幸治京都大学名誉教授『憲法（第三版）』27頁（青林書院、2003年）参照 甲46）に該当するので、**判例**である。

判例は、憲法98条1項の「その（即ち、「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び**国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」（強調 引用者）の中の「**国務に関するその他の行為**」に該当する。

(2) 当該選挙の**違法判断の基準時**たる選挙投票日の時点で、選挙の区割規定が、

憲法の平等の要求に反している状態である場合、憲法 98 条 1 項の「その（即ち、「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の定めにより、選挙は、違憲・無効である。

- (3) 上記1（本書 71 頁）記載の判例たる「合理的期間論」の、第②段階の検討過程では、『憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の選挙又は区割り規定は、憲法違反とはいえない』旨判断するものであるから、憲法 98 条 1 項（ただし、「その（「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」）の明文に**正面から抵触**する。

よって、合理的期間論（判例）は、憲法 98 条 1 項の「その（「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の定めにより、「その効力を有しない」、即ち、無効である。

- (4) 原告らは、令和 5 年大法廷判決（参）の宇賀克也判事の反対意見（但し、判決から 2 年後に違憲無効）（民集 77 卷 7 号 1697 頁）を支持し、これを援用する。

3（合理的期間論に疑問符を付される）12 名の憲法学者：（本書 72

～73 頁）

下記(1)～(12)（本書 72～73 頁）の 12 名の憲法学者は、全員、「合理的期間論」に疑問符を付される。

- (1) 毛利透 京都大学教授「憲法訴訟の実践と理解【第 9 回】一投票価値較差訴訟の現状と課題一」判時 2354 号 140 頁（甲 91）

- (2) **工藤達朗**中央大学教授「衆議院議員選挙と投票価値の平等」判時 2838 号 135 頁 (甲 92)
- (3) **安念潤司**中央大学教授「いわゆる定数訴訟について (四)」成蹊法学第 27 号 (1988 年) 168～169 頁 (甲 93)
- (4) **只野雅人**一橋大学教授「議員定数不均衡と改正の合理的期間」憲法判例百選Ⅱ 325 頁 (甲 94)
- (5) **安西文雄**九州大学教授「158 一人別枠方式の合理性」憲法判例百選Ⅱ〔第 6 版〕339 頁 (甲 95)
- (6) **原田一明**立教大学教授「衆議院定数不均衡大法廷判決」「最高裁平成 30 年 12 月 19 日大法廷判決」法学教室 Apr. 2019 131 頁 (甲 96)
- (7) **浅野博宜**神戸大学教授「合理的期間論の可能性」『憲法理論とその展開』169 頁 (信山社、2017 年) (甲 97)
- (8) **高作正博**関西大学教授「公職選挙法 14 条、別表第 3 の参議院 (選挙区選出) 議員の議員定数配分規定の合憲性」判時 2265 号 (判例評論 680 号 6) 136 頁 (甲 101)
- (9) **内藤光博**専修大学教授「154 議員定数不均衡と改正の合理的期間」判例百選Ⅱ〔第 6 版〕331 頁 (甲 107)
- (10) **篠原永明**甲南大学教授「平成 24 年衆議院議員選挙における選挙区割り規定の合憲性」法学論叢 175 巻 5 号 (京都大学法学会) 125～126 頁 (甲 108)
- (11) **武田芳樹**山梨学院大学准教授「0 増 5 減の改正を経た衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り規定の合憲性」新・判例解説 Watch 憲法 No.3 (日本評論社、2016.10 Vol.19) 22 頁 (甲 109)
- (12) **斉藤一久**明治大学教授「2022 (令和 4) 年参議院議員通常選挙と投票価値の平等」(新・判例解説 Watch◆憲法 No.9 日本評論社 2024.4) (甲 110)

以上

【全国弁護士グループにかかる 10 の大法廷判決（衆）、（参）および
148 の高裁判決（衆）、（参）（**8 つの人口比例選挙判決**を含む）（但し、平 21/12/28～令 7/3/7
に言渡された判決）】（本書 i～vii 頁）

* 但し、No.*の平 25/3/25 付判決のみ、山口邦明弁護士グループ提訴事件

No.		判決日	裁判所	判 断	裁判官
		【平 21 衆院選】高裁：違憲・違法(4) 違憲状態(2) 合憲(2)			
1		平 21/12/28	大阪高裁	違憲・違法	成田喜達 高橋善久 前原栄智
2		平 22/1/25	広島高裁	違憲・違法	廣田聰 中山節子 松葉佐隆之
3		平 22/3/9	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	河邊義典 森鍵一 山崎威
4		平 22/3/11	東京高裁	合憲	稲田龍樹 原啓一郎 内堀宏達
5		平 22/3/12	福岡高裁	違憲・違法	森野俊彦 小野寺優子 瀬戸さやか
6		平 22/3/18	名古屋高裁	違憲・違法	高田健一 上杉英司 堀禎男
7		平 22/4/8	高松高裁	違憲状態	杉本正樹 大藪和男 市原義孝
8		平 22/4/27	札幌高裁	合憲	井上哲男 中川博文 村野裕二
	最高裁 1	平 23/3/23	最高裁 大法廷	違憲状態（一人 別枠廃止）	
		【平 22 参院選】高裁：違憲・違法(3) 違憲状態(11)			
9		平 22/11/17	東京高裁	違憲・違法	南敏文 野村高弘 棚橋哲夫
10		平 22/12/10	広島高裁	違憲状態	小林正明 井上一成 野上あや
11		平 22/12/16	広島高裁 岡山支部	違憲状態	高田泰治 檜皮高弘 金光秀明
12		平 22/12/24	仙台高裁	違憲状態	小野貞夫 綱島公彦 高橋彩
13		平 23/1/25	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	高野芳久 山崎克人 三井大有
14		平 23/1/25	高松高裁	違憲・違法	小野洋一 釜元修 金澤秀樹
15		平 23/1/25	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	橋本良成 森鍵一 山崎威
16		平 23/1/26	広島高裁 松江支部	違憲状態	中野信也 上寺誠 池田聡介
17		平 23/1/28	大阪高裁	違憲状態	紙浦健二 川谷道郎 神山隆一
18	人口比例 1	平 23/1/28	福岡高裁	違憲・違法 （「人口比例選挙」 判決）	廣田民生 高橋亮介 塚原聡
19		平 23/1/28	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	横山秀憲 川崎聡子 空閑直樹
20		平 23/2/24	札幌高裁	違憲状態	井上哲男 中島栄 中川博文
21		平 23/2/24	名古屋高裁	違憲状態	渡辺修明 嶋末和秀 末吉幹和
22		平 23/2/28	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	山本博 佐野信 浅岡千香子
	最高裁 2	平 24/10/17	最高裁 大法廷	違憲状態 （①参院選の 1	

				票の投票価値は、衆院選のそれと同一、②都道府県単位の否定)	
		【平 24 衆院選】高裁：違憲・違法(11) 違憲状態(2) 違憲・無効(1) (山口グループ：違憲無効 1)			
23	人口比例 2	平 25/3/6	東京高裁	違憲・違法 (「人口比例選挙」 判決) (0増5減不十分)	難波孝一 中山顕裕 野口忠彦
24		平 25/3/7	札幌高裁	違憲・違法 (0増5減不十分)	橋本昌純 中島栄 佐藤重憲
25		平 25/3/14	仙台高裁	違憲・違法 (0増5減不十分)	宮岡章 本多幸嗣 精松晴子
26		平 25/3/14	名古屋高裁	違憲状態 (0増5減不十分)	加藤幸雄 河村隆司 達野ゆき
27	人口比例 3	平 25/3/18	福岡高裁	違憲状態 (「人口比例選挙」 判決) (0増5減不十分)	西謙二 足立正佳 島田正人
28	人口比例 4	平 25/3/18	名古屋高裁 金沢支部	違憲・違法 (「人口比例選挙」 判決) (0増5減不十分)	市川正巳 藤井聖悟 小川紀代子
29		平 25/3/22	高松高裁	違憲・違法 (0増5減不十分) (「人口比例選挙 (は) …一つの理想ないし目標」)	小野洋一 池町知佐子 大嶺崇
*		平 25/3/25	広島高裁 (山口弁護士グループ)	違憲・無効 (「国会の広範な裁量権は、…民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける」)	筏津順子 井上秀雄 絹川泰毅
30		平 25/3/26	広島高裁 松江支部	違憲・違法	塚本伊平 小池晴彦 高橋綾子
31	人口比例 5	平 25/3/26	広島高裁 岡山支部	違憲・無効 (「人口比例選挙」 判決) (0増5減不十分)	片野悟好 檜皮高弘 濱谷由紀
32		平 25/3/26	福岡高裁 宮崎支部	違憲・違法	横山秀憲 三井教匡 空閑直樹
33		平 25/3/26	福岡高裁 那覇支部	違憲・違法	今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二
34		平 25/3/26	広島高裁	違憲・違法	小林正明 田村政巳 中尾隆宏
35		平 25/3/26	大阪高裁	違憲・違法	小松一雄 遠藤曜子 平井健一郎
36		平 25/3/27	仙台高裁	違憲・違法	久我泰博 有賀直樹 押野純

			秋田支部		
	最高裁 3	平 25/11/20	最高裁 大法廷	違憲状態	(鬼丸判事:「人口比例選挙」の反対意見)
		【平 25 参院選】高裁: 違憲・違法(1) 違憲状態(12) 違憲・無効(1)			
37	人口比例 6	平 25/11/28	広島高裁 岡山支部	違憲・無効 (「人口比例選挙」 判決)	片野悟好 濱谷由紀 山本万起子
38		平 25/12/5	広島高裁	違憲状態	宇田川基 近下秀明 丹下将克
39		平 25/12/6	札幌高裁	違憲状態	山崎勉 馬場純夫 湯川克彦
40		平 25/12/16	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	市川正巳 寺本明広 小川紀代子
41		平 25/12/16	高松高裁	違憲状態	山下寛 政岡克俊 安達玄
42		平 25/12/17	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二
43		平 25/12/18	大阪高裁	違憲・違法	山田知司 水谷美穂子 和久田道雄
44		平 25/12/18	名古屋高裁	違憲状態	林道春 内堀宏達 濱優子
45		平 25/12/19	福岡高裁	違憲状態	一志泰滋 足立正佳 島田正人
46		平 25/12/20	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	田中哲郎 三井教匡
47		平 25/12/20	東京高裁	違憲状態	田村幸一 高橋光雄 浅見宣義
48		平 25/12/20	仙台高裁	違憲状態	木下秀樹 阿閉正則 中島朋宏
49		平 25/12/25	広島高裁 松江支部	違憲状態	塚本伊平 小池晴彦 高橋綾子
50		平 25/12/26	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	久我泰博 有賀直樹 押野純
	最高裁 4	平 26/11/26	最高裁 大法廷	違憲状態	鬼丸判事:「人口比例選挙」の 反対意見、 山本判事:「人口比例選挙」の 反対意見
		【平 26 衆院選】高裁: 違憲・違法(1) 違憲状態(11) 合憲(2)			
51		平 27/3/19	東京高裁	合憲	大段亨 河村浩 森脇江津子
52		平 27/3/20	名古屋高裁	違憲状態	揖斐潔 真鍋美穂子 片山博仁
53		平 27/3/23	大阪高裁	違憲状態	志田博文 下野恭裕 井田宏
54		平 27/3/24	広島高裁	違憲状態	野々上友之 水谷美穂子 田村正巳
55		平 27/4/24	札幌高裁	違憲状態	佐藤道明 古河謙一 馬場純夫
56		平 27/3/24	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	山田和則 有賀直樹 押野純
57		平 27/3/25	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	内藤正之 藤井聖悟 寺本明広
58		平 27/3/25	高松高裁	合憲	生島弘康 村上泰彦 井川真志
59	人口比例	平 27/3/25	福岡高裁	違憲・違法	高野裕 吉村美夏子 上田洋幸

	7			(「人口比例選挙」 判決)	
60		平 27/3/25	広島高裁 松江支部	違憲状態	塚本伊平 内田貴文 堀田匡
61		平 27/3/26	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	須田啓之 岡田紀彦 並河浩二
62		平 27/3/27	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	佐藤明 三井教匡 下馬場直志
63		平 27/4/9	仙台高裁	違憲状態	古久保正人 鈴木陽一 男澤聡子
64		平 27/4/28	広島高裁 岡山支部	違憲状態	片野悟好 山本万起子 進藤壮一郎
	最高裁 5	平 27/11/25	最高裁 大法廷	違憲状態	(鬼丸判事：「人口比例選挙」 の反対意見)
		【平 28 参院選】 高裁：違憲状態(9) 合憲(5)			
65		平 28/10/14	広島高裁 岡山支部	違憲状態	松本清隆 進藤壮一郎 永野公規
66		平 28/10/17	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	内藤正之 大野博隆 能登謙太郎
67		平 28/10/18	東京高裁	合憲	小林昭彦 飯塚圭一 石垣陽介
68		平 28/10/18	高松高裁	合憲	吉田肇 原司 尾河吉久
69		平 28/10/19	福岡高裁 宮崎支部	合憲	西川知一郎 下馬場直志 秋元健一
70		平 28/10/19	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	山田和則 有富正剛 谷口吉伸
71		平 28/10/20	福岡高裁 那覇支部	合憲	多見谷寿郎 蛭川明彦 神谷厚毅
72		平 28/10/20	大阪高裁	違憲状態	中村哲 石原稚也 堀部亮一
73		平 28/10/26	広島高裁 松江支部	違憲状態	榎村明剛 内田貴文 堀田匡
74		平 28/10/28	広島高裁	違憲状態	森一岳 水谷美穂子 日暮直子
75		平 28/10/31	福岡高裁	違憲状態	金村敏彦 山之内紀行 坂本寛
76		平 28/11/2	札幌高裁	合憲	佐藤道明 細島秀勝 飯淵健司
77		平 28/11/7	仙台高裁	違憲状態	市村弘 鈴木桂子 佐藤卓
78		平 28/11/8	名古屋高裁	違憲状態	孝橋宏 末吉幹和 森淳子
	最高裁 6	平 29/9/27	最高裁 大法廷	「今後の投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」を評価して、合憲	鬼丸判事：「人口比例選挙」の 反対意見、 山本判事：「人口比例選挙」の 反対意見
		【平 29 衆院選】 高裁：違憲状態(1) 条件付合憲(12) 合憲(1)			
79		平 30/1/19	福岡高裁	条件付合憲	多見谷寿郎 蛭川明彦 神谷厚毅

			那覇支部		
80		平 30/1/30	仙台高裁 秋田支部	条件付合憲	山本剛史 有富正剛 谷口吉伸
81		平 30/1/30	東京高裁	条件付合憲	阿部潤 岡野典章 篠田賢治
82		平 30/1/31	高松高裁	条件付合憲	石原稚也 坂上文一 林啓治郎
83		平 30/1/31	大阪高裁	条件付合憲	中本敏嗣 橋詰均 藤野美子
84		平 30/1/31	名古屋高裁 金沢支部	条件付合憲	内藤正之 鳥飼晃嗣 大野博隆
85		平 30/2/2	仙台高裁	条件付合憲	小林久起 杉浦正典 坂本浩志
86		平 30/2/5	福岡高裁	条件付合憲	阿部正幸 坂本寛 横井健太郎
87		平 30/2/6	札幌高裁	合憲	竹内純一 高木勝巳 小原一人
88		平 30/2/7	名古屋高裁	違憲状態	藤山雅行 朝日貴浩 金久保茂
89		平 30/2/15	広島高裁 岡山支部	条件付合憲	松本清隆 永野公規 西田昌吾
90		平 30/2/19	福岡高裁 宮崎支部	条件付合憲	西川知一郎 秋元健一 小川暁
91		平 30/2/21	広島高裁 松江支部	条件付合憲	梅村明剛 光吉恵子 田中良武
92		平 30/3/30	広島高裁	条件付合憲	三木昌之 山本正道 長丈博
	最高裁 7	平 30/12/19	最高裁 大法廷	「平成 28 年改正 法（アダムズ方 式）成立とその 内容」を考慮し て、合憲	鬼丸判事：「人口比例選挙」の 反対意見、 山本判事：「人口比例選挙」の 反対意見 林景一判事：「人口比例選挙」 の意見 宮崎判事：「人口比例選挙」の 意見
		【平 30 参院選】高裁：違憲状態(2) 条件付合憲(12)			
93		令 1/10/16	高松高裁	違憲状態	神山隆一 寺西和史 横地大輔
94		令 1/10/24	札幌高裁	違憲状態	富田一彦 目代真理 宮崎純一郎
95		令 1/10/25	仙台高裁 秋田支部	条件付合憲	潮見直之 藤原典子 馬場嘉郎
96		令 1/10/29	名古屋高裁 金沢支部	条件付合憲	田中寿生 細川二郎 峯金容子
97		令 1/10/29	大阪高裁	条件付合憲	石井寛明 和久田斉 上田賀代
98		令 1/10/30	福岡高裁 宮崎支部	条件付合憲	高橋文清 小崎賢司 小川暁
99		令 1/10/30	東京高裁	条件付合憲	八木一洋 柴崎哲夫 今井弘晃
100		令 1/10/31	広島高裁 岡山支部	条件付合憲	塩田直也 榎本康浩 西田昌吾
101		令 1/11/5	仙台高裁	条件付合憲	山本剛史 畑一郎 齊藤頭
102		令 1/11/6	広島高裁 松江支部	条件付合憲	金子直史 三島琢 田中良武
103		令 1/11/7	名古屋高裁	条件付合憲	戸田久 水谷美穂子 高橋信幸

104		令 1/11/8	福岡高裁	条件付合憲	西井和徒 上村考由 佐伯良子
105		令 1/11/13	福岡高裁 那覇支部	条件付合憲	大久保正道 本多智子 平山俊輔
106		令 1/11/13	広島高裁	条件付合憲	金村敏彦 絹川泰毅 近藤義浩
	最高裁 8	令 2/11/18	最高裁 大法廷	条件付合憲	林景一「本件定数配分規定は違憲」， 同宮崎裕子，同宇賀克也の各反対意見 三浦守，同草野耕一の各意見
		【2021 衆院選】高裁：違憲状態(7) 条件付合憲(7)			
107		令 4/2/1	高松高裁	違憲状態	神山隆一 中田克之 長谷川利明
108		令 4/2/2	東京高裁	条件付合憲	三角比呂 作原れい子 品川英基
109		令 4/2/3	大阪高裁	違憲状態	太田晃詳 住山真一郎 松川充康
110		令 4/2/7	札幌高裁	違憲状態	長谷川恭弘 片山信 井出正弘
111		令 4/2/8	仙台高裁	条件付合憲	石栗正子 畑一郎 吉岡あゆみ
112		令 4/2/10	広島高裁 岡山支部	条件付合憲	河田泰常 榎本康浩 渡邊健司
113		令 4/2/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌
114		令 4/2/16	広島高裁 松江支部	条件付合憲	久保田浩史 光野哲治 福嶋一訓
115		令 4/2/16	福岡高裁 宮崎支部	条件付合憲	高橋亮介 石山仁朗 新城博士
116		令 4/2/16	名古屋高裁	違憲状態	永野庄彦 前田郁勝 真田尚美
117		令 4/2/21	福岡高裁	違憲状態	岩坪朗彦 秋本昌彦 浅香幹子
118		令 4/2/24	名古屋高裁 金沢支部	条件付合憲	蓮井俊治 平野剛史 峯金容子
119		令 4/2/24	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	谷口豊 下和弘 平山俊輔
120		令 4/3/9	広島高裁	条件付合憲	横溝邦彦 梅本幸作 佐々木清一
	最高裁 9	令 5/1/25	最高裁 大法廷	条件付合憲	宇賀克也（反対意見：1対1がデフォルト）
		【2022 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(7) 是正義務付合憲(6)			
121		令 4/10/14	大阪高裁	違憲状態	牧賢二 和久田斉 宮崎朋紀
122		令 4/10/18	東京高裁	違憲状態	渡部勇次 山口和宏 澤田久文
123		令 4/10/25	名古屋高裁	是正義務付合憲	土田昭彦 西野光子 秋吉信彦
124		令 4/10/26	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	松谷佳樹 光野哲治 福嶋一訓
125		令 4/10/27	札幌高裁	違憲状態	大竹優子 吉川昌寛 高木健司
126		令 4/10/31	高松高裁	是正義務付合憲	濱口浩 大竹貴 磯尾俊明

127	人口比例 8	令 4/11/01	仙台高裁	違憲・違法	小林久起 鈴木桂子 山崎克人
128		令 4/11/02	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	谷口豊 下和弘 吉賀朝哉
129		令 4/11/04	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	高橋亮介 石山仁朗 新城博士
130		令 4/11/08	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 木村哲彦 渡邊健司
131		令 4/11/09	広島高裁	是正義務付合憲	西井和徒 澤井真一 芝本昌征
132		令 4/11/10	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	吉田尚弘 加藤靖 平野剛史
133		令 4/11/11	福岡高裁	違憲状態	久保田浩史 水野正則 穂苅学
134		令 4/11/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌
	最高裁 10	令和 5/10/18	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	三浦守（意見）「違憲状態」、 尾島明（意見）「違憲状態」、 宇賀克也（反対意見）「違憲・2 年 後無効」、 草野耕一（意見）
		【2024 衆院選】高裁：合憲(14)			
135		令 7/2/06	広島高裁 岡山支部	合憲	井上一成 木村哲彦 國屋昭子
136		令 7/2/12	大阪高裁	合憲	田中健治 上田卓哉 柴田憲史
137		令 7/2/12	札幌高裁	合憲	小河原寧 片山信 高木寿美子
138		令 7/2/13	東京高裁	合憲	増田稔 小海隆則 山門優
139		令 7/2/18	福岡高裁 那覇支部	合憲	三浦隆志 小西圭一 吉賀朝哉
140		令 7/2/19	仙台高裁 秋田支部	合憲	齊木利夫 村木洋二 児島章朋
141		令 7/2/19	名古屋高裁	合憲	吉田彩 加藤員祥 石川真紀子
142		令 7/2/21	福岡高裁 宮崎支部	合憲	西森政一 俣木泰治 鈴木麻奈美
143		令 7/2/21	広島高裁	合憲	河田泰常 中村仁子 伊藤拓也
144		令 7/2/26	広島高裁 松江支部	合憲	松谷佳樹 徳井真 森里紀之
145		令 7/2/26	高松高裁	合憲	阿多麻子 下山誠 三重野真人
146		令 7/2/26	名古屋高裁 金沢支部	合憲	大野和明 升川智道 山田兼司
147		令 7/2/28	仙台高裁	合憲	倉澤守春 櫛橋直幸 栗原志保
148		令 7/3/07	福岡高裁	合憲	新谷晋司 平井健一郎 石川千咲
	最高裁 11				

以上